

---

平成26年 第61回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成26年12月17日（水曜日）

---

議事日程（第3号）

平成26年12月17日 午前9時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第99号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第3 第102号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 第103号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 第104号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 第105号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 第106号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 第107号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 第108号議案 平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 第109号議案 平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 第110号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第99号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第3 第102号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 第103号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 第104号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 第105号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 第106号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 第107号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第9 第108号議案 平成26年度神河町水道事業会計補正予算(第2号)  
 日程第10 第109号議案 平成26年度神河町下水道事業会計補正予算(第2号)  
 日程第11 第110号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第3号)  
 日程第12 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員(12名)

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴
6番 廣納良幸	12番 安部重助

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 澤田俊一 主査 榎良裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟	建設課長 石堂浩一
副町長 細岡重義	建設課参事 藤原龍馬
教育長 澤田博行	地籍課長 坂本康弘
会計管理者兼会計課長 谷口勝則	上下水道課長 橋本三千也
総務課長 前田義人	健康福祉課長兼地域局長
総務課参事兼財政特命参事 太田俊幸	病院事務長 佐古正雄
情報センター所長 村岡悟	病院事務次長兼医事課長 細岡弘之
税務課長 玉田享	浅田譲二
住民生活課長 吉岡嘉宏	病院総務課長兼施設課長
住民生活課参事兼防災特命参事 足立和裕	藤原秀明
地域振興課長 野村浩平	教育課長 松田隆幸
地域振興課参事 小林一三	教育課参事 藤原良喜
	教育課副課長兼センター所長 坂田英之

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第61回神河町議会定例会の第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、お知らせいたします。

建設課、藤原参事が午前11時ごろまで公務のため欠席されますので、御了承願います。

それでは、早速日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第1、一般質問であります。

昨日に引き続きまして一般質問を行ってまいります。

それでは、8番、松山陽子議員を指名いたします。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山陽子でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず1つ目は、母子家庭等の医療費助成制度の見直しについてです。

ことし7月の兵庫県福祉医療制度改正に伴い、母子家庭等医療費助成制度の所得制限が改正され、受給者の範囲が低所得者世帯に重点を置く内容になりました。神河町では、4月現在で164人の母子の親子の方が母子家庭等の医療費の助成制度の対象となっていました。県に準じた改正が行われた7月からは41人だけとなり、123人が対象から外れてしまいました。4分の3の方が外れたという形になります。母子家庭にとっては本当に厳しいものとなっています。

そこで、町長にお伺いいたします。この改正により、町の財政にはどれだけの影響があるのでしょうか。

2つ目は、母子家庭の生活不安の軽減のために制度の見直しはできないものか。この2点について御答弁をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松山議員の1つ目の質問、母子家庭等医療費助成制度の見直しについて、お答えいたします。

母子家庭等医療費助成制度は、兵庫県の第3次行革プランに基づき、平成26年7月1日から改正をしました。改正内容は、母子または父子世帯と他の世帯との不均衡を是正するために、対象を経済的負担の大きい低所得者層に重点化するという兵庫県の見直し内容に準じて、所得制限をこれまで児童扶養手当の一部支給の範囲までなら医療証を交付していたものを、児童扶養手当の全部支給の範囲までに改めました。

所得制限の額で表現しますと、母子家庭なら、これまでお母さんの所得が扶養人数2人の場合なら312万5,000円までなら医療証が発行されていたものが、95万円以下でないと発行できないことになりました。その結果、議員の御指摘されるように約120人の母子が対象から外れたわけです。

7月以降、対象から外れられた方からの苦情の電話こそありませんでしたが、制度改正でやむを得ないのですねという確認の電話は数件頂戴しています。これらは制度改正に対する声なき声とも言えます。近隣では福崎町がこの所得制限の改正を見送っていますが、一方で、中学生以下の医療費助成に係る所得制限の撤廃は行っておりません。

さて、議員お尋ねのこの改正による町財政への影響額については、約300万円プラス、システム改修費が必要となります。

なお、当町においては、子育て環境の支援策として医療費助成に係る所得制限の撤廃も行っておりますので、見直しについては、今後の人口対策の視点も含めて今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 町長からは、今後の検討課題ということの答弁でした。

実はこの医療費の助成の対象から外れたうちの数名の方に、生活費に影響があるか、それから何か意見があれば聞かせてほしいと尋ねてみました。それで、お母さん方の声を一部紹介したいと思います。

医療費の助成がなくなり、病院に行くのをちゅうちょします。放っておけば治るのかも考えたり、受診を先延ばししていることもあります。また、助成が復活することを願っています。もう一人の方は、毎月、婦人科の定期受診をしています。今の体調での受診内容は影響ないにせよ、今後の体調の変化や大きな病気をしたときはどうしようと思います。その不安や心配な気持ちは、どうしたらいいのでしょうか。自分が体調を崩したとして、子供の面倒、家事、生活、現実には医療費だけではないお金がたくさんかかってくることを考えると、正直医療費の心配がなくなるだけでもありがたいのですがということです。

それから、もう一人の方は、親の私も月に1度病院に行ってるので影響しています。今は子供が小学生であるので医療費は無料で助かっていますが、高校生になると助成がなくなるのはつらいです。それから、これは高校生の親御さんです。高校生の子供がいます。授業費は免除になって助かっていますが、高校生になると通学費や部活、部活の遠征費、また交遊範囲が広まり、それに伴う交際費等も多くなり、中学生のころと比較すると出費が多くなっています。そして、持病の定期受診もある上に、通学のときや部活でのけがをしたりと、病院に行く回数がふえてきております。親の私自身も急病になった場合は受診しますが、歯医者等にも行きたいとの思いはあるけれども、治療が必要とわからない予防の段階では行きにくく、行ってはおりません。せめて子供は高校の卒

業まで助成をしてほしい。子供も、親の懐状況を知っているので、病気でもぎりぎりまで我慢することもあります。重篤な病気につながらないとも限りません。子供だけでも安心して医療を受けさせてやりたいので、考えていただきたいとのことです。

このように、もう少し多くの方からの御意見がありました。やはり同じような意見です。中学生までは乳幼児医療等で15歳まで引き上げられたということで、医療費にはお金がかかっておりません。でも、中学校卒業して高校になると、一度に医療費もかかり、それから児童手当も消えてる中ですから、お母さんの収入ということに対しての出費負担は多くなってきております。その中で、お母さん方も頑張っておられるのですが、不安は大きくなっております。

この制度では、子供1人を扶養している世帯では年間所得が57万以上であれば母子医療は受けられなくなっております。年間所得ですけれども、57万円以上、1人の子供を育てるのにそれ以上になると医療費はかかります。お母さん方の医療費もかかるようになってしまいました。パートで働いていても母子医療の対象から外れた方がおられ、パートであることから事業所の健診の対象にもしてもらえず、町ぐるみ健診を受けなければならない。しかし、費用がかかるから、がん検診等もちゅうちょしてしまうという声も聞いたと教えていただきました。お母さん方の中には、予防という段階での医療費についてもお金がかかるため、余裕もないということで、ちゅうちょされるという状況であります。

子育て支援と、それから母子支援の意味からも、母子等の医療費に対して助成の見直しをぜひともしていただきたいというふうに思うんですけれども、再度町長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） この制度につきましては、私、最初の答弁でも申し上げましたように、兵庫県の第3次行革プランに基づいて改正がなされたというところがございます。そのような中で、福崎町においては、その改正に伴って条例の改正はせずに、それは見送ったという、そういう状況でございます。私も、そういうところから考えますと、まず兵庫県の行革プランに基づいた改正というところから、そういった問題が出てきているというふうに考えるわけでございます。これは神河町に限らず、兵庫県下全市町において共通の新たな問題が発生してるんだらうというふうに捉えるわけでございます。

しかしながら、私も最初の答弁の中で今後の検討課題とさせていただきますというふうに言っているわけでございまして、検討はするわけですが、まずは兵庫県に対して、再度この制度の見直しについて、もとに戻すという、そういった要望をしていかなければいけないなということを強く思っているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 県が示した改正ということですので、できれば県下の母子の方の支援ということも考え直していただきたいというふうに思うんですが、例えば

神河町独自でも支援体制を幾らかでも整えようというふうな思いはないでしょうか。特に高校生の親御さんにとっては大変な大きな問題となっているようですけれども、それについていかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 神河町の政策といたしまして、この間、子育て環境とあわせて福祉医療の充実という点から、義務教育についての医療費無料ということ、あわせて所得制限も撤廃して、全ての義務教育段階までの子供については医療費は無料にしようということを進めてきているところでございます。

その一方で、こういった県の行革というふうな流れの中で新たな問題が発生しているということございまして、この点については、今、松山議員のほうからも多くの母子家庭のお母さんからの御意見を私自身聞かせていただいたところでございます。住民生活課が担当ということになっておりまして、住民生活課のほうには直接苦情という電話はないようございしますが、やはり制度改正に伴って非常に困っているという、そういうことだと思います。

まずは、兵庫県に対しての要望と神河町独自でどんなことができるのかというところは、今後の検討課題というふうにさせていただいておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） ちょっとしつこいように聞こえるかもしれませんが、母子家庭、父子家庭も同じなんですけど、やはり離婚なり死別したときに、1人で子供を育てるという覚悟は皆さんされたと思います。しかしながら、やはり周りのつき合い、町の行事、区の行事、それから学校行事、全て1人の親御さんが対応しなければいけません。休暇があっても、その関係に費やしてしまうことも多々あります。また、子供も、それに伴って、どうしても構ってやれない状況にもあったりもします。その中で、皆さん頑張っておられる状況なんですね。せめて一つの不安だけでも取り除いていただけないかなというふうに思います。

お母さん方、精いっぱい子供のためには病気もできないという中で頑張っておられます。でも、やはり生身ですから病気もすれば、けがもします。そのときに子供はどうするのか。それから、特にパートの場合でしたら、仕事を休まないといけない。休まないといけない、イコール収入もなくなるという、その日の手当もなくなる、賃金もなくなるということですから、病気になるということは、母子家庭等にとっては本当に大きな問題です。どうにかいろんな形で今は子育てに対して、全ての親御さんに対して、いろんな制度ができて助かっておられる部分はたくさんあります。でも、1人で育てておられる親御さんたちの状況も十分に配慮していただきたいというふうに思います。

子供に優しいまちづくりというふうに町長は多分考えて、人口対策も含めて進めておられると思いますけれども、その中での母子家庭等に対しても優しい町であっていただ

きたいというふうに思います。みんな平等であるような形で支援ができていないかというふうに思っておられるかもしれませんが、やはり厳しい雇用体制の中で、1人で何役もしておられる親御さんの支援というものも考えていただきたいと思います。その中で育ておられます。高校生になってる。本当に親の背中をとるか、親に寄り添って頑張っておられる高校生の気持ちも酌んであげていただきたいと思います。再度町長、お考えをお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） いろいろと実情を聞かせていただいて、それはしっかりと胸に受けとめさせていただきたいというふうに思います。改めてこのたびの兵庫県の改正について、これまで扶養人数2人の場合なら312万5,000円以下であれば発行されていたというものが、一気に95万円以下でないと対象にならないという、これを見たときに、本当にこれだけの差が出るという、これは本当に制度上どうなのかなということとを私自身思います。これは神河町だけが取り組むというべきものではなくて、やはり県下全市町がこの制度の見直しについて動くべきではないかなというふうに思うわけでございますし、恐らく兵庫県が条例改正、制度改正に伴う案件を議会に提出する中で、県議会の中でも議論がなされたんだろうというふうに思うんですが、結果として改正されたということが事実としてあるわけで、その辺、私自身は、この制度についてはやはり兵庫県としてもう一度考えなければいけない内容ではないかなというふうに思うわけでございます。

しかしながら、神河町も人口減少という大きな課題を抱えているわけございまして、何でもかんでもできるというものではないと思いますけども、これからの神河町の子供たちの健全な育成も含めて何か手だてができないかというところは、今後考えてまいりたいという思いはあるという中での検討をさせていただくということでございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 町長のお考えは、やはり県下全域として考えていくべきというふうなことの答弁であったかというふうに思います。済みません、担当しておられる課長の御意見を何かお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡でございます。先ほど町長からも答弁がございましたように、県のほうが低額な所得者にシフトを置いたということ自体、私自身も矛盾を感じております。町としまして、例えば先ほど議員からも話がございましたが、何とか高校生のお子さんだけについてでもという話がございました。ゼロ歳から中学卒業までは乳幼児医療制度がございまして、完全無料化でございます。残り高校3年間はこのたび外れたということでございますので、そこら辺は十分検討の余地があるのではないかなというふうに思っています。その辺につきましては、予算編成のときに財政課協議等ございまして、十分総務課財政担当とも協議をして、話を詰めさせていた

だけたらなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） ありがとうございます。吉岡課長のほうからは、高校生だけでもどうにかできないものかというふうに思い、検討していくというふうな答弁をいただきました。できれば母子ともにお願ひしたいところなんですけれども、例えば高校生だけであっても、検討というか、ぜひとも見直していただいて、助成対象という形にさせていただきたいというふうに思います。これは本当にお願いという形でお願ひしておきたいと思います。

親御さんたちは、本当に苦情の電話はなかったというふうには言っておられますけど、本当に心の中でずっと思っておられます。言っても仕方ないかなという、通知のはがきですか、文書ですか、それ1本もらっただけで、仕方ないかなというふうな諦めの中で今まで頑張っておられますので、少しでも明るい形のもので、これから頑張っていきたいというふうに前向きになれるような、何かいい情報を発信していただきたいというふうに思います。何かこれについて再度町長、いかがでしょうか、課長の御意見等を含めて。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 課長のほうから、高校生について課長自身の思いというところが出たところでございますが、繰り返しになりますけれども、本当に兵庫県が非常に厳しい財政状況だというふうなところからのこのたびの制度改革ということでございます。徐々に兵庫県の財政もよくなるというところではありますが、またほかの形で同様のそういった改正がなされた場合、またそれはそれで各市町の対応というふうな動きが加速化するようになってきますと、結局最終的にはそれぞれの市町にこの負担がふえていくという、そういった現象もあるんかなというふうに思うわけでございまして、私としましては、このたびの制度改革については、やはり激変緩和というふうなことも含めて、改めるべきだろうというふうな考えは持っておりますので、県に対しまして、また町村会としても働きかけをしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） ぜひとも早い働きかけで、いいほうに改正されることを願っております。この母子の親御さん、町内の福祉施設とか、そういった関係のところにもたくさん働いておられます。そういった形で、いろんな形で頑張っておられますし、高齢者を支える仕事にもついておられます。そういった形に対しても、人材不足の中で、そういう母子家庭のお母さん方の活躍というものも認めていただきたいというふうにも思いますし、何かの支援対策をぜひともとっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、2点目は、人生80年いきいき住宅助成事業の取り組みについてお伺いしたいと思っております。

兵庫県には、高齢者や障害者を含む全ての県民が住みなれた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者等に対応した住宅のバリアフリー化のための改造に要する経費の一部を市町を通して助成する人生80年いきいき住宅助成事業があります。そして、県内の多くの市町がこの事業を実施しています。転倒防止や介護予防に役立ち、医療費や介護保険料の利用の抑制にもつながると考えられることから、神河町においても早期に取り組むべきと思います。これについて、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 2つ目の質問であります人生80年いきいき住宅助成事業の取り組みについてお答えいたします。

この助成事業は、合併前に県がつくられた事業であることは議員も御承知のことと思います。合併前の状況につきまして、神崎町、大河内町と異なっていたこともあり、合併協議会で審議された結果、未実施町となっています。しかしながら、高齢者、障害者への住宅改修助成は、それぞれの事業におきまして限度額20万円ではありますが、実施をしております。

事業のタイプといたしましては、1つ目、住宅改造の一般型・特別型と、2つ目として、増改築の一般型・特別型、3つ目として、共同住宅共用型の5種類でありまして、全5種類の事業を実施している自治体は5自治体、38市町がいずれかのタイプで実施をされ、未実施自治体は3市町となっています。各市町の実施状況を申し上げますと、1つ、住宅改造の一般型で17市町、特別型で38市町、2つ目として、増改築の一般型で9市町、特別型で12市町、3つ目として、共同住宅共用型で10市町が兵庫県の情報では実施されているということになっております。

なお、これらの事業は、例えば住宅改修の一般型で言えば限度額100万円で助成率は3分の1、また特別型では世帯区分によって3分の1から10分の9までの範囲等がありますが、いずれも県、町それぞれ合わせての補助率となっております。合併協議の経過はあるにしても、議員御質問のように、多くの自治体でこの事業を選択実施されていることや、町民にとっても事業推進の可能性が広がるということも踏まえまして、平成27年4月からの実施に向けて要綱の整備を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） ありがとうございます。町長答弁では、平成27年4月1日からの実施ということなのですが、先ほど町長も説明されましたパターンがたくさんありますね。それ全てを実施するという事なんですか、お伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私の考えとしては、兵庫県の制度に基づいて町が随伴していく

という考えでおりますので、全ての事業について対象とすべきだと、逆にそのように私は思っております。兵庫県でいろいろな補助事業があろうかと思えますけども、町の予算の都合とか、そういうことで対象にならないということは、そんなことはやはり同じ県民として補助事業の適用にならないということは、それは公平性に欠けると私は思っております。ただし、それぞれの神河町における一つの予算枠というものは設けていきながら、その中で対応しなければいけないかなとも思っているところでございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 一応全てのタイプを実施するというので、ありがとうございます。ただ、この制度につきましては、私がまずこの制度に気がついたきっかけは、80、85になっても元気で頑張っておられる高齢者の方も、やはり足腰が弱くなってきて、玄関先なり、いろんところで手すりがあったらなというふうなことで、何か助成制度はないのかなという問い合わせがあったことがきっかけでした。この議会の会場ですか、以前に高齢になっても元気で頑張っておられる方に対しての奨励的な何かができないかな、考えていただけたらということを担当課長のほうにお願いしたことも1度ありました。まさにこの事業がその一つになるのではないかなというふうに思いました。

60過ぎてからの高齢者世帯、それから障害手帳なりを持っておられる世帯全ての方が対象になるということですので、元気であるうちから、手すりなどを前もってつけることが可能であり、それに対する助成があるということは、やはり皆さん安心して家の中での生活を送っていただけますし、年金生活をしておられる高齢者にとっても明るい情報ではないかなというふうに思います。こういった県が実施しておられる助成に対して、町民にとってプラスになることはぜひとも前向きに取り組んでいていただきたいと思えますし、早いうちの情報収集をしていただきたいというふうに思います。

ただ、それに関して一つだけ、もう一点お願いというか、質問したいことが、その中の対象事業の中にちょっと関係することなんですけども、実は障害者手帳とか養育手帳を取得された方についての支援事業として障害者地域生活支援事業というのがあります。これは国が50%、県が25%、町が25%の事業なんですけども、これについてはやはり各市町がするかどうかということについては独自で考える事業かと思えます。

その中で、例えば神河町では、手話通訳や要約筆記の派遣事業とか、それから成年後見制度利用支援事業とか、それから障害者の方の日中一時支援事業、またこれは多分デイサービスということだと思うんですけども、そういったことに対しての事業は幾らか取り組んでおられます、その中の一つのメニューとして、住宅改修費助成事業というのでも取り組んでおられる市町もあります。それは多分福崎町が取り組んでおられるのではないかなと思います。その場合は、介護保険同様20万円が限度額で、多分個人負担は1割というふうな形のものだと思います。

これは神河町ではまだ今のところ実施されてない事業なんですけども、例えばその事業も

取り組んでいただくとするなら、障害を持っておられて、家の中でのバリアフリーですか、そういったことに対しての助成事業という形で対応できるものではないかなというふうに思います。これは自己負担が1割、それで先ほどの人生80年いきいき住宅改修、これにつきましては自己負担は3分の2というふうな形になりますので、障害を持っておられる方にとっては負担が軽い、小さな改修でしたら負担が軽くて利用できるものではないかなというふうには思ったりもします。ですから、この事業のことも含めて、町として取り組まれるかどうか、ちょっと御検討いただきたいと思うんですけれども。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。先ほど松山議員からのいわゆる身体障害者への住宅助成事業ということでございますが、このものにつきましても神河町では実施をいたしております。実績と申し上げますと、件数は本当に少ない件数でございます。平成23年度におきましては、1件の7万1,820円の助成を行っております。平成24年度におきましても、1件で17万4,000円の助成を行っております。平成25年度におきましては、その方については26年度の支払いという形になりましたので、1件ということで、この件数については、限度額の20万円を超しておるといふ状況でございます。その事業についても神河町では取り組みをさせていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） ちょっとそしたら私の見落としということにして、申しわけございません。ぜひともいろんな制度がある中で、知らなかったということで利用ができなかったということがないような形で情報発信していただいて、いろんな形で安心して過ごしていただくというふうな形の支援をしていただきたいというふうに思います。この制度につきましては、多分いろんな町内たくさんの方が待っておられた事業ではないかなというふうに思います。

最近、一人のおひとり暮らしの方が足腰がちょっと弱くなったから、介護保険の認定が受けられるかどうかわからないんだけど、段差改修をしたいということでお電話がありました。ですから、まずは私の知ってる段階では、介護認定を受けられるかどうか、ちょっと役場の保健師の方に相談してほしいということで連絡をとって、介護認定の調査を受けられました。その方は、幸い最近認定が受けられたということだったんですが、それも今回、段差改修とともに、自分の寝ている部屋をできるだけ表側に移したいとか、それからトイレに行くための改修をしたりとかというふうなことで、やはり費用としては大きな費用がかかることを計画しながら、大工さんとも相談した中で、何かないかなというふうに見つけておられたものでした。

ですから、こういった方が多分ほかにもたくさんおられると思います。できるだけ、この制度が来年4月1日からできるということであれば、早いうちにその情報も発信しておいていただかないと、知らなかったからというふうな後悔をされないように、もっ

と早く情報を教えてほしかったというふうな苦情がないように、そのことも含めてお願いしておきたいというふうに思います。こういった形で新しい事業、今まで取り組めなかった事業、取り組むという御答弁をいただきましたこと、ありがたく思います。

私のほうからの質問は、以上とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 特に回答はよろしいですか。

○議員（8番 松山 陽子君） 4月1日から取り組むということについての住民への情報提供は、どういう形でされるかだけ教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。この情報につきましては、まず要綱の制定を早急に進めまして、その要綱の制定ができた段階で、こういった内容でという形のものをお示しできればという考え方を持っております。その方法としましては、まず町が発信できるものということで、ケーブルテレビのそういった文字放送、または広報等、そういったものを使うものとあわせて、そういった団体関係に対しても、そういった情報提供ができるようなもので考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議員（8番 松山 陽子君） ありがとうございます。これで終わりとしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 以上で松山陽子議員の一般質問が終わりました。

---

○議長（安部 重助君） 次に、11番、藤森正晴議員を指名いたします。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森でございます。まず最初の質問をいたします。地方創生制度をどう生かすのか、この件につきましては、今まで議員のそれぞれ質問と重複する点があるかと思えますけれど、私の思いの中で質問をさせていただきます。

政府は、やる気のある自治体を応援するまち・ひと・しごと創生本部を設置した。町として、やる気度と地域の活性化の独自案を打ち出して進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤森議員の1つ目の御質問にお答えいたします。

地方創生につきましては三谷議員からの質問も同じというふうに考えているところでございまして、三谷議員に対する答弁と同じ内容ということになってまいります。

地方創生政策の行程でございますが、来年度から5年間の人口減少対策の取り組み方針、総合戦略の閣議決定が今後行われることとなります。そして、県と市町村は、平成28年3月までに地方版総合戦略を作成することとなっております。政府は、やる気のある自治体を応援すると言っており、独自性、実現性、発展性のある政策を検討しなければなりません。

具体的には、地域の雇用創出では、大都市から地方に戻った人材を雇用した企業に対

する補助や、観光などの地域資源を活用した産業振興策が検討されると考えられます。また、地域の人材育成策や子育て支援策の充実や世代間交流を充実させるような施策など、たくさん出てくるのではないかと思います。

ただ、こうした支援策は、下手をしますと従来型の単なるばらまき、箱物行政に終わる可能性もございます。最も大事なものは、お金ではなく知恵の部分となりますから、よい成果が得られるのかどうかは、地方自治体がどれだけ主体性を発揮できるかにかかっていると考えております。公共施設の総合管理計画とあわせて将来のビジョンを描いて、職員一同、英知を結集して実施してまいることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 三谷議員とちょっと重複する点があると思いますが、病院の改築につきまして、三谷君からの質問もあったわけなんですけど、この件につきましても、今、健康・医療・福祉総合政策のプロジェクトを立ち上げて検討中でございます。そういった中で、我が病院を持つ町としては、そういう施策も生かしながら、病院を核にした健康福祉、そして例えば改築するのであれば、それを含めた中での改築の財源確保、また新築として小学校の跡地に持っていくとなれば、病院だけではなく、病院を含める中で、それぞれ地域ゾーンといいますか、薬局なり、また今までの質問に出ておったように、地域産業の野菜とか、またそういう特産物を販売する店舗、また民間のそれぞれのテナントを募集する中で、一つのゾーンを置く中において、そのあたりの大きな一つの活性化ゾーンができるんじゃないか。また、それによって、賃貸をするなり、また土地を購入する民間があるのであれば、それに対しての収入源、病院の新築の確保にもなるかと。

そして、そういう中を含める中で、やる気と意気込み、私たちの町はこういう形で病院を含めながら、また地域医療に向けての方向をやってるんだという独自の案を出してやれば、この地方創生の中での財源確保というものは生まれてくるんじゃないかと。そうであれば、新築、また改築にしても多大な財源が要るわけなんですけど、それに対しての確保もあり、また助かるという面が出てくると思いますので、そういう方向の打ち出しをしっかりと、本気度、やる気度を出すという形で皆が頑張ろうという気持ちを政府に出して、今、選挙後で少しおくられていると思うんですけど、それぞれ候補者の中では地方創生に向けたという意気込みを語っておられますので、特にこの地元で出られた山口議員は、余り地方のほうへ向けてないようなコメントを新聞記事に書いておられますけれども、そうじゃなしに、今しっかりと頑張ってくれということのチャンスであると思いますので、そういう方面でしっかりと声を高くして出していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 病院の件につきましては、昨日も申し上げたところでございま

して、詳しい内容といえますか、方向性というものは近日中に出させていただくということにしております。いずれにしても、新築移転、また北館の耐震化から始まる改修も含めて、それがどういう方向になろうとも、病院は神河町のまちづくりのやはりこれからの重要な位置づけをしながら進めていかなければいけないというふうに思っておりますし、あわせてやはり山、田んぼ、ここを軸にしながら、これからの町づくりをしなければいけない。そしてまた、あわせて交流人口をふやしていく。これが神河町のこれからのまちづくりのキーワードになってこようかと思えます。そういうところからの人口減少対策をどう進めていくかということになってこようかと思えます。

毎年、中学生の卒業生が130人、140人という状況の中で、この2年間で50人前後の出生数ということでございます。そういうことを考えますと、今からの15年先というものは、もう誰が見ても非常に物すごい人口激減というようなイメージを持つわけですけども、そこをさらに歯どめをかけるためにも、しっかりと将来を見据えた中で具体的な向こう5年間の取り組みと、そして長期展望に立ったイメージづくりをしなければいけないというふうに思っているところでございます。

衆議院選挙の結果で山口壯候補が再選されたというところでございまして、私も、山口壯議員には神河町の現状も訴えさせていただいています。兵庫12区は、相生、赤穂、海岸線は相生も含めて南の部分もありますけども、多くは山間地ということになってきております。その広い12区を隅々まで走っていただきました山口壯議員につきましては、12区の状況も十分理解していただいているというふうに私も思っておりますし、今後も引き続いて神河町の現状を訴えていながら、国会の場で活躍をしていただきたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（安部 重助君） 藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 病院につきましては、いろいろとそういう財源確保の中で進めていただきたいと思う中で、もう一点、この地方創生を生かしてやっていただきたいと私の思いがありますのは、越知谷地域、今、やまびこ学園、山村留学を含めての活性で何とか、何とかと言うたら失礼な言い方なんですけれど、小学校、また幼稚園も新しく建ちまして、子供たちが今のところは存続しておりますけれど、これから先、過疎化、また若者が出ていき、人口が減ることになれば、学校が閉鎖ということも考えられます。そうなれば、たちまちあの越知谷という形は過疎化も進んでいきます。

その中で、私たちが今持っている、一番どこにもないといえますか、山村留学というものをしっかりと、この制度を地方創生の中で生かしていただきまして、今12名の山村になっておりますけれど、20人、30人の大きな山村の子供たちを受け入れる中で、もっとあそこの地域を活性化するんだと。そうすることによって、また親子ともに定住し、人口もふえてくることも出てきます。そして、地域の皆さんと一緒に山、また農業をする中で、地域の活性化を生かすんだという形で、何とかこの越知谷の過疎化を防ぐ、また人口をふやしていこう、学校の閉校をするんじゃないしに、そういうふうな形で人口

増、またこの山村留学についての財源をしっかりと確保できるような方向で、この地方創生の形で財源といいますか、そういう形のお願いをして進めるべきと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） これからのまちづくりの中での過疎化に歯どめをかける。その中での越知谷地域という御発言でございましたが、過疎化が進んでいるのは越知谷小学校区だけではなくて、長谷小学校区、また今は寺前小学校になっておりますけども、南小田、上小田にしても同じことが言えようと思いますし、また大山小学校も神崎小学校に統合したということではございますが、やはり大山・猪篠地域においても、過疎化ということは本当に切実な課題であろうというふうに思っております。

そのような中で、越知谷地区におきましては、やまびこ学園ということで山村留学制度からの過疎化に歯どめをかける、また小規模校の学習環境をよくしようと充実を図った政策を今打っているところではございますが、問題になるのは、これからの少子化とあわせて地域の子供の減少に対して、やまびこ学園の定数12名という、そのバランスがどうなのかといった議論も少しあるようでございます。とは言いながらも、私も、山村留学というその効果というものは理解しているところでございます。

先ほども言いましたように、神河町のこれからのまちづくりというのは、やはり山、田んぼというところに、そこを再生させる、そこに新たな地場産業を発生させるという、そこから若い人たちが住み続けられる、あるいは神河町以外から、あるいは神河町から出ていった方々がUターン、Iターンとして神河町に入ってきていただいて、それも中山間地域に入ってきていただいて、農業、そしてまた山林、そういったところで働く場が確保できるという、そういう仕組みづくりを町としてはやっていきたいというふうに考えているところでございます。

越知谷小学校、特に幼稚園は、先日新築をしたわけですから、何としても小学校の存続というものは行政の責任においてしっかりとやらなければいけない、最大限の努力もしなければいけないというふうに思っております。あわせて、長谷小学校におきましても、児童数の減少というのは地域の切実な課題であろうというふうに思っております。長谷地域も上小田地域も大山・猪篠地域も含めて、先ほど言いましたような山、田んぼ、ここをキーワードにしながら、そして病院も含めてまちづくりを進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 越知谷地域を特定したような言い方をしたわけではないんですけど、山村留学制度をしっかりと生かし、そして財源確保という意味の中で、もっと留学生をふやす中で活性化をという思いで言ったわけですけど、例えば今12名でやっておる中の山村留学生を20名、30名を受け入れて、集団生活の中で活性化をという方向となれば、今の地域センターの施設と思う中で問題点も出てこう

かと思うんですけど、そこで、地域センター所長、坂田所長、そういう思いを私も思うんですけど、所長としての思いがありましたら、今の12名、また20名、30名の山村留学生となれば、どういう方向になろうかという思いがありましたら、ちょっと答弁をお願いしたいです。

○議長（安部 重助君） 教育課副課長。

○教育課副課長兼センター所長（坂田 英之君） 教育課、坂田でございます。今の山村留学の状況でございますけども、そもそもは越知谷第二小学校の存続というところを地域が思いを持って里親で始められた制度でございますが、越知谷第二小学校が統合されても、越知谷地域に拡大されて、次の越知谷小学校の存続という形で取り組まれております。その思いも十分受けとめておりますし、先ほど町長がおっしゃられましたけど、一番の問題は地元児童とのバランスということでございます。

その辺が分岐点にはなるかと思いますが、そういう意味では、現状の施設を活用していくには、今の定員がふさわしい。現状4名という中で、先般も27年度の留学生の体験留学、面接も実施しております、4名を面接したところですが、そういった中で、受け入れる農家さんの高齢化、そういったものも課題になってきております。ですから、そもそもが地域の思いで始まった事業でございますので、地域の思いを受けとめつつ、地元の児童とのバランスを考えつつ、できるだけ中身を充実させて、拡大というところは施設も含めて考える必要がありますので、現状少なくなっているところを何とか12名なりの定員を確保していくというところを今のところの目標にしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 12名が今のところ適当ではないかということなんですが、実際その12名の確保が非常に厳しいという現状であります。あるならば、魅力ある山村留学、私が言いますのは、もう少し受け入れをふやそうと、農家のほうの設定じゃなしに、その留学生が全部地域交流センターの中で集団的にやっていくんだと。そういう形で人数をふやしてやることによって、また違った魅力なり、他町と違う留学生の制度をつくることによって全国から注目を浴びてくると。そういう方向の独自のものを打ち出して、この制度によって補助をとろうという思いなんですが、所長の中では、なかなか人数的に多いことは厳しいということなんですが、それは施設のそれぞれ改造なり改修もしていかないかん面も出てくると思うんですけど、そういうことも含める中で、この地方創生の制度にのっとって補助をとというような思いもあるんですけど、町長、どうでしょうかね。今、所長がそういう形の答弁をされたわけなんですけど、町として、よし、ほんならこういう方向に進めていこうというような思いというのは今の現状では持たれておりませんか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） やまびこ学園山村留学制度につきましては、また担当課とも協

議をしていかなければいけないというふうに考えております。私といたしましては、越知谷小学校という校区とあわせて、やはり川上小学校も今現在廃校となっておりますし、上小田小学校につきましては、先日承認をいただきましたわけですが、校舎跡の利用ということで、新たな子供を対象とした学び、また交流の場として利用がこの4月から可能になったというところで、私も上小田地域に新たな風が吹くであろうと、また新たな交流が始まるというふうに私は見ております。

それと同時に、川上小学校の跡地についても、あわせて大山小学校跡地についても活用していかなければいけない、そういうふうな総合的な観点でこのたびの地方創生の取り組みをしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安部 重助君） 先ほどから教育長のほう、手が挙がっておりますので、教育長。

○教育長（澤田 博行君） 失礼します。澤田です。これからの過疎化の歯どめにつきましては、小学校、幼稚園を維持しなければならないということは目に見えてるところで、私たちも努力していきたいと思っております。その中で例えの例としまして、越知谷小学校の山村留学制度のことが今言われておりますけれども、センター長も言いましたように、まず定員的には12名定員ということにしております。このことにつきましては、今、坂田センター長が言いましたように、地域の子供たちのバランスも考えながらということが一番大事なことだと思っておりますので、それぐらいの定員で進んでいきたいと思っております。

それから、完全なセンターでの受け入れという形ということですが、今センターでの20日の受け入れ、それから農家さんの10日での受け入れという形で今までずっとやってきております。このことにつきましては、地元の方々との触れ合い、そして地元との関係も重視しながらやっていっているというのがやまびこ学園での特色であるというように私は思っております。ほかのところは、センターの完全宿泊の里親制度というのがあります。そういうところのほうが多いんですけども、やまびこ学園の職員の中でも、この地域の特色はこれなんだと、そして地域の方々との触れ合いで地域に入っていくということが求められているということで、これを特色としているところです。そういうこともあります。

運営上につきましても、完全センター制になりますと大変厳しいものがありまして、職員の雇用とか、そういうようなこともふえてきますので、持ち出しもさらに多くなるということも考えなければいけないということで、これからもこの特色を生かしながら、地域の自然を生かして地域に入っていく。そのことによって地元の方々との触れ合いもあって、また地元の方々から教えていただく、そういうような体験活動なども生かしていきながらやっていきたい。そして、一番大事なものは、教育としまして、越知谷小学校で学ぶ子供たちが地域の子供たちと都会の子供たちとのいろいろな交流によって深まっていく、教育が高まっていくことを教育委員会としては求めていきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） であるならば、地域の特色、また子供たちの触れ合いの中でということ前面に、この町ならではの山村留学ですよということの形をしっかりと打ち出して、今、補助的なものはほとんど出てないようなのが現状ですけど、この制度を生かして、とっていただきたい。また、そういう方向で進めていただきたいと望みます。

それと、もう既に他町ではこういうことの本部を立ち上げて、隣の多可町とか朝来市ですか、動いておられます。選挙が終わって、遅くはありません。我が町も、よそよりか早く行くんだ、こういう制度に早くのっとるんだという気持ちで動いてもらわなければ、いろいろ検討します、何しますじゃ後々になってしまって手おくれというようなこともありますので、できるだけ早くこういう制度にはのって、財源的なものをとれるところはとっていただきたいと思います。

それでは、次の2つ目の質問に入ります。職員の資質向上、業務改善は進められているのか。

まず1として、決算特別委員会の提言に職員の資質向上と能力開発への研修を重ね、住民の目に見える成果が出るよう強化を願うとの提言をいたしました。現在、係長級以上の職員研修がなされていますが、その成果は出ているのか、またその他の職員のフォローはどういうふうにしておられるのか、お願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、職員の資質向上、業務改善についての1つ目の質問に答えさせていただきます。

まず、決算特別委員会の提言に職員の資質向上と能力開発への研修を重ね、住民の目に見える成果が出せるよう強化を願うとの提言でございますが、職員研修につきましては、従来から取り組んでおります兵庫県自治研修所及び播磨自治研修協議会において、新採用職員から管理職まで、それぞれの節目節目に応じた計画的な研修と、あわせて昨年度からカフェテリア方式と言い、自発的に職員みずからの参加希望により実施しています全国市町村国際文化研修所での研修も取り入れております。

住民の目に見える成果をとのことですが、職員個々のスキルアップはもちろん、担当業務に直結した研修を受けた職員は、大いに業務に役立てているところでございます。職員研修の状況などの詳細につきましては、後ほど総務課長からお答えさせていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） 続いて、総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。職員研修の実施状況について御説明をさせていただきます。

先ほど町長の答弁にありました兵庫県自治研修所、播磨自治研修所及び町村会において、新任研修、監督職研修、管理職研修など、経験年数及び役職に応じた研修のほか、

経験年数に応じ、住民対応能力向上研修や政策形成研修など、またそれぞれの担当業務に関する研修も実施し、それぞれの役割に必要な知識やスキルを習得すべく実施しております。

昨年度は延べ57名、本年度は延べ60名の参加という状況であります。そのほかに町単独職員研修として、本年度はTQM、職場改善活動研修に取り組んでおります。この職場改善活動研修につきましては、各課単位でそれぞれが改善項目及び活動計画を定め、取り組み、そしてその結果について評価していくというものです。本年度は、その手法について、まず係長クラスの職員を対象に研修を実施しました。課の実動部隊の中心の世代というところで、係長クラスとさせていただいたところです。

次に、管理職を対象に同じ研修を実施しました。今月10日には、研修講師により各課が作成した活動計画のヒアリングが行われ、考え方や取り組み、方策について助言、指導をいただいているところであります。この研修の特色といたしまして、トップダウンによる職場改善ではなく、それぞれの課においてみずから改善活動を考え、実行していくというやり方でありますので、その効果が出始めるまでに少し時間がかかると言われています。ただ、必ず組織力を向上させることにつながるものということで実施しており、期待もしているところです。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 研修を重ねる中で1点私が思うのには、どうもアクションが遅いと。それぞれ区長さんなりの要望、また議会からの要望なり、また意見が出る中で、行動するまでにどうも余りにも時間がかかり過ぎているのじゃないかということが多々あります。それぞれそれについては会議、初めにグループ会議の中で決まらんときは、総務課に行って政策調整会議という、こういう会議を進められて、やっておられるわけなんですけど、もう少し、先ほど報告にありましたように、管理職、課長級の意気込み、権限的なものを生かす中で、そこまでのしっかりした会議をする慎重さもいいんですけど、各課の課長の責任というか、そんな形で、そこまで持っていかなども課の決議でやるんだというようなことがどうもなくなってきたんじゃないかと。今までやったら、相談に行って、課長、どうですか、こういうことをと言ったら、そうやね、やりましょうというような答えがあったような気もするんですけど、最近、ちょっと相談しますと言いながら、なかなかこちらが催促しても返事が遅いと。また、場合によっては、議会でもこういう一般質問が出て、前向きに検討します、やりますと言いながら、果たしてスタートするのが半年なり1年あたりのスタートというような形が見えてます。

一つの例は、一般質問したように、防災のSNSのツイッターを使ったような組織を立ち上げというのも半年余り後でしたかね。去年の12月の一般質問でしたのが、後に本部を立ち上げたということで、ことしはおかげで災害的なものがなくて、その効果が出たか出んか、それはまだないんですけど。それにしても、すぐ立ち上げて私はもらえると思いつながら、そこまで時間がたつた。それは一つの一例なんですけど、ほかの

なににおいても、もう少し課長級、また自分たちの管理職の持つる権限を生かしてやるんだという気持ちで取り組んでもらえれば、もっとスピーディーな形で物事は進んでいくんじゃないかと思うんですけど、こういう方向の改善的な思いというものはいかがでしょう。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。改善項目といいますか、いろんな項目が、いろんな取り組みの方法があるんですけども、今おっしゃってる部分でいうと複数あると思うんです。1つは、住民サービスの向上というところで、アクションが遅い、回答が遅いということ、全般的に含めてお待たせしない取り組みという取り組みがあります。少しレベルが違いますが、今回の研修の中でも、窓口業務の中でお待たせをしないようにということをテーマに上げて課が複数あります。どのような手法でお待たせしないかということをやろうかというふうな計画を各課で立ててくることになります。

今、藤森議員さんの御質問にあります部分も同じだと思います。住民要望であるとか、いろんな要望が出たときに、いかにそれを早く実施、実現していくかということについて、またそれをテーマに取り上げて検討を進めていくということもぜひやるべきだと思います。もう一方の角度では、行革の角度でもそうです。効率化、スピードアップといいますが、停滞している部分、会議となりますと、それだけ人件費がかかるということになりますので、スピードを上げるという切り口においても、必要最低限の時間で進めていくというふうなことも考えていくべきであるというふうに思います。きょういただきました御質問の中身、しっかりと受けとめさせていただいて、何らかの対策がないかということも管理職会等で検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 早い、スピーディーな対応をお願いしたい。

もう一点、それぞれ課でミーティングなりをする中で、情報の共有化ということをよく委員会の中で出てくるわけなんですけど、この共有化がどこまでいっておるのかと、ちょっと疑問に思いました。といいますのは、議会の報告会がありました。その中で、ある職員の中から、今、病院問題が出とるんですけど、どうなとるんですかというような質問があったわけなんです。議員さんはどう思われてるんですかという質問であれば、これは理解できるわけなんですけど、職員の中から出たということは、ぱっと大まかなことは、そういう情報の共有化ができて、現在こういうことが進んでいるというような、そういう情報の共有はありますか、連絡は行ってないかと思うんです。そうでなければ、そういうような質問は出なかったと思うんですけど、その共有化というものは、どこあたりまでの共有化と解釈したらいいんですかね。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。その発言をした職員が、議会説明会のときに私も同じ会場におりまして、ちょっとびっくりしたようなことやったんですけど

ども、情報の共有といいますのは、基本的に課員に流すという、定例的な部分でいえば、管理職会議ということになります。管理職会議の中では、口頭では伝わりにくい部分もあるので、必ず一定の様式を決めた報告様式をつくりまして、各課がつくってくるということになるんですが、そこに載ってない部分については、課長が各口頭で課員に伝えていくという作業になります。そこが不十分であるというのも従来から言ってまして、しっかり伝えてくださいというふうには申し伝えております。伝えたタイミングのときに、その職員がいなかったのか、伝えなかったのか定かではありませんが、全般的には病院の情報であるとか、そういった細かい部分は伝えておりませんが、大まかな、今まだ検討中であるとか、2案あるんだとか、そういった部分はほとんどの職員は知っているという状況で進んできておりますので、たまたまかなというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） そういう形で情報の共有、大事なところはしていただいて、同じ思いを持って進んでいくんだと、また意見を出していただくという形で進めていただきたいと思います。

次、2つ目の質問に入ります。本年度も昇任試験が行われたと思います。去年から始まったわけなんですけど、その結果と昨年度の合格者を含む昇任の思いはどのように持っておられますか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 本年度は6名が昇任試験を受けまして、全員合格しております。本年度も職員のやる気があらわれたものと思っております。昨年度の合格者のうち、既に副課長に昇任した者が12名で、残る9名と本年度合格の6名については、来年度、人事配置時に管理職の世代交代も意識し、適切に任用していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 6名全員合格ということで、その中で、去年も質問の中で、昇任、全部が全部できないと、その中でできなかった方たちのフォローは、副町長面談等でフォローしながらやっておるんだというような答弁があったわけなんですけど、副町長、フォロー的な面談ということで、お気づきの点、また意気込みいうものを感じられたところがありましたらお聞かせ願います。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。昇任試験につきましては、今回6名それぞれ合格しております。この期間ですね、5年間有効ということにしておりまして、昨年、昇任試験に合格した者については5年間有効でございます。ことしについても、これから5年間有効ということをございまして、その間に管理職に上がらなかった場合、再度もう一回昇任試験を受けていただくというようなシステムにしております。

そういう中で、管理職に上がってない者についての管理職の面談については私のほうでやっておりますが、意気込みは物すごくありますけども、やはりその上の定数的なものがございまして、今のところは外れているという状況でございます。それぞれ試験を受けた中では、それぞれの職員全てが意気込みは十分にあるというように感じております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） そこらはしっかりフォローをしていただかなければ、何の昇任試験やったと。合格したけど、5年間、これは最高5年やね。長い中で、そこまでのしっかりとしたモチベーションを持つというのは非常にくたびれると思います。そうじゃなしに、やはりした以上は、また責任を与えるなりというような形でしっかりとやる気を与える方向のフォローいうものをしっかりしていただきたいと思います。

次、3つ目の質問に移ります。新職員の採用状況と教育指導はどのようにしてるのか。また採用のときに、昇任試験も含めてなんですが、論文のことの点数評価を民間企業を参考にしてると思うんですが、これをどのように受けとめられての結果を出しておられるんですか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、新職員の採用の状況と教育指導及び民間企業の評価についてでございます。

まず、来年度の新職員採用は6名を予定しております、まずは播磨自治研修所で新任職員研修を受けさせるとともに、配属先の各課においてエルダーと言い、指導する先輩職員を定め、指導しております。また、その指導する立場の先輩職員には、指導するための研修も実施しております。

次に、採用時、民間企業の評価を参考しているが、どのように受けとめているのかについてであります。

採用試験では、一般教養試験と作文もしくは専門職試験と面接、昇任試験では、教養試験と論文試験及び口頭試問であります。うち民間企業に出題、採点を委託しておりますのは、採用試験では、一般教養試験と作文もしくは専門職試験、昇任試験では、論文試験を実施しております。一般教養と専門職試験については知識・学力を、作文及び論文については思考力や表現力を評価しているものでありまして、それだけでその人の全てがあらわれているわけではありませんが、一定程度客観的な能力をあらわしているものとして受けとめております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 私が聞きたかったのは、民間企業の評価をどのように受けとめてるのかという中で、ただ、試験採用的な得点としての受けとめなのか、それとも1つの私の思いは、昇任試験も含める中で、論文なりの評価をその業者に面接も含め

ながらさせて、あなたは論文の中で、こういう意気込みなり、こうやりたいということの明記をしておられますけど、本当に何を求めて、何をしようと思うてるんですかという、民間の企業からの面談いいますか、それによって判断してもらおうということも一つ含めるべきじゃないかと。

それぞれ町長なり副町長も、こっちの側の知った中での最終的な参考にするがために、それは必要じゃないかと思うんです。民間が面談して、ああ、この男は本当にやる気があって、こうだという結論を出すのと、またこちら側の知ったんが出すのと思いうものが違ってくると思いますので、本当に違う方面から見た意気込みというものを面談なりで引き出していただいて、その民間企業の答えを大いに参考、またイコールでもいいですから、そういうことによって、それぞれ職員のライバル意識が、頑張ろうとか、またやろうという意気込みも違ってくると思うんですけれど、今までの現状からいえば、年功序列といえますか、そういう形で昇任、また新採用の職員採用にしても、第1次合格点、上からずっと順送りの採用的に、これは私の思いだけなんか知りませんけれど、そういうふうと思うところがあるんですけれど、そこらはしっかり一遍民間企業に、そういう形の採用といえますか、昇任的なものを含めれば、またそれぞれの職員なり、また新しい職員の意気込みも違ってくると思うんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 民間企業といえますか、民間における面接試験という御提案でございませぬ。私といたしましては、民間による面接試験ということは考えにございませぬ。特に昇任試験ということになってきますと、日ごろからの執務状況、そしてまた管理職面談における副町長の認識、そういうものに基づいて昇任試験での面談もやっているわけございまして、ただし、論文については、やはり客観的な物の見方で評価をするというのは、これは私自身よいことだというふうにも考えております。

ほかの市町におきましては、作文も全て自分のところで評価するということもございませぬが、全てを役所ですということではなくて、必要に応じ、民間の評価もいただくということは大事だろうというふうに思っております。ただし、やはり面接については、いわゆる雇用している側の責任として、しっかりとその人を見るという、そういうことを、それが責任だというふうに思っているところでございませぬ。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） そういうことも含めながら、民間企業にもそういう参考とすることも一つの、思いの違いもあるし、そういうことだなというようなこともあろうと思っておりますので、ひとつ利用できるのであればしていただいたら、また違う形の思いというものが出てくると思っておりますので、よろしくお願いをします。

それと、新しく職員を去年採用して、この3月からそれぞれの部署に所属されておるわけなんですけど、去年度、残念ながら入って間なしに退職と、また若い職員がやめた中で、しっかりとそういう形の指導なりフォローというものを願いますというような

ことも言ったんですけど、そこで、新しい課に所属されたのは、総務課、住民生活課、地域振興、建設課ですかね。もしそれぞれ担当課長、新しい職員、また部下に対してのこういった思いの指導をしておるんだというコメントがありましたら、一言だけ、もう時間がないので、総務課長はしっかりできると思うんですけど、総務課長、短い時間をお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。新人職員は、本当にエルダーという制度でそれぞれ指導、先輩職員がついてます。それ以外に、ここ最近、去年のことがあったという、残念な結果があったということで、全職員意識してます。ですので、新人をよく本当に見てます。声かけもできてます。特にことし、周りの環境ということもあるんですが、採用された職員が男子ばかりですけども、本当に仲がよくて、お昼は一緒に食べてますし、週に1回程度といいますか、頻回に交流会も行っていると。そのあたりを職員、私たち管理職として見てまして、お互いに意見交換をやってたりとかしてるなというふうに見てます。そこは注意深く見てます。また、人事担当の総務課としても、一度そういった若者を一堂に会して、自由に意見を言わせるという場面もつくっていくということも計画しております。そういう意味では、現在は、昨年入った職員たちは、いい仲間にも恵まれて、今順調に育ってるんじゃないかなというふうに思ってます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかに特に課長さんから何かございますか、新入職員についてコメントありましたら。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。地域振興課、昨年も新任配置がありまして、ことしも2人、新任を受け入れさせていただいております。その2人につきましては、大卒の男の子とJRから転職してきた男の子、ちょっと年がいますけど。その2人とも非常に熱心な仕事ぶりで、私も関心しております。特に中途採用の職員につきましては、今までの経験、接客も経験しておりましたので、即窓口業務も対応できるというような状況でございます。我々も一緒に仕事をしながら、頼りになるなど、ええ子が入ったなど喜んでおります。大卒の子につきましても、観光の仕事をやりたいという意気込みを持って来ましたので、熱心に取り組んでおりまして、課として非常に戦力になってありがたいと思っている感想でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。私どものほうにも1人、若手の男子が入りまして、特に周り近所の先輩と仕事上のやりとりをし、教えてもらいながら、また真面目に仕事をし、私が面談をしても、今困ってることとか気になることはないですかというようなやりとりもするんですけども、非常に、いや、そんなことはない、楽しく仕事できてるし、周りの先輩は特に親切で、よく教えてもらってありがたい

と思っておりますということで、本当によかったなというところですよ。以上です。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課、石堂です。私の課にも若い職員、男性ですけども、入りました。それで、建設課、技術職というんですか、技術の関係しているのが41歳が一番若いということで、非常に高齢の中で若い職員が1人入ったということで、大いに楽しく思っております。それと、仕事が全くの技術のほうを今やっていただいております。それで、現場、そして設計のほうも、そんなに大きなもんじゃありませんけど、小さいものから今技術のほうを習得しておりますし、ことしも県のまちづくり技術センターのほうへ技術の研修に積極的に行っていて、そういう技術の習得を今やっていただいております。

その中で、建設課の中はどうかということ聞いてみますと、非常に仕事はおもしろいということで、何かやる気満々で、今、毎日頑張っていていただいております。その中で、仕事の内容も先輩のほうからいろいろ教えていただく、それで、今は非常にやる気があって、おもしろくて、現場へ行って一つ一つそういう技術の習得をするのが非常におもしろいということで、非常に意気込んで今仕事をしていただいているような状況です。以上です。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。10月に各職員から私のほうに課の状況調書ということで入ってまいります。この新人5人についても、いろいろと意見をくれております。その中で、課の雰囲気はよいとか、本当に充実していると、そして1日が早いとか、もう十分にやりがいがあるというような、いろんな前向きな意見をくれておりまして、マイナスの意見はこの5人ともなかったように思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 非常にいい指導なり教育をされてると思います。という証拠に、出会うたびに元気ない挨拶が返ってきます。あら、どこの子かなと思いがら、新しい子やなということを感じます。ひとつ仲よく、いい雰囲気の中で指導なり仕事をしていただきたいと思います。

次に、最後の3点目に入ります。自転車通学に保険加入制度をとという点でございます。

県は、自転車保険の義務化を条例制定に向け、進めております。我が町においても、中学校の自転車通学に自転車保険を公費での加入を検討すべきではないですか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 自転車通学に保険加入制度をの御質問につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。県が条例化を進めている自転車保険ですが、近年、自動車と歩行者の間の事故が増加する中で、自転車側が加害者になり、その過失による

被害者への賠償に対し、条例化により保険加入を促進し、補償対応をしようという趣旨のものです。あくまでも賠償の責任が発生する場合は、加害者側の過失によるものであり、それに対する保険ですので、基本的には公費ではなく、個人が負担するものであると考えております。

なお、町としまして、これまでに全国で自転車事故において多額の賠償額の事例等もある中で、条例化にあわせて住民の皆様への加入促進について啓発していく必要があると感じているところです。

詳細につきましては、教育課長から御説明を申し上げます。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田です。私のほうからは、中学生が現在入っております保険の加入状況につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、中学生の通学に対応しております保険としましては、通学時も含みます学校管理下での負傷、疾病につきましては、日本スポーツ振興センターの保険に町費と保護者負担、それぞれ2分の1の負担で全員が加入しております。これにつきましては町内の公立の幼・小・中学校の生徒・児童全員でございます。また、管理下ではなくて、PTAの主催する事業に関しましては、PTAが独自で加入をしておるところでございます。これ以外につきましては、個人の責任の範囲となるところです。

次に、自転車に係る賠償責任保険につきましては、調べましたところ、町内の自転車専門販売店を含む自転車安全整備士が勤務する自転車安全整備店で購入された自転車につきましては、公益財団法人日本交通管理技術協会によります傷害補償及び賠償責任補償、これにつきましては賠償限度額が5,000万円の補償ですが、それに必然的に附帯されて入ることになっております。この保険の有効期間というのは1年でありまして、1年後にそれらの店で点検、整備をすれば、引き続きその補償を受けることができるというふうになっております。

なお、整備・点検料につきましては、町内の自転車店では約1,000円、これは部品等の代金は除くものですが、整備費で1,000円程度と伺っておるところでございます。それによりまして、一応賠償責任が補償されるというようなことになっておるようでございます。

また、民間の保険会社では、自転車に限定した保険や総合的な保険の中で自転車事故における賠償責任補償も補填する保険の取り扱いがあります。いずれの場合も任意の加入でありまして、教育長からの説明もありましたように、公費での負担ではなく、今後個人負担として、加入促進を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 当然自分の個人のものでありますから、個人のほうから入ってくださいというのは当然であろうかと思っておりますけれど、それぞれ通学によってはバス通

なり、また徒歩、自転車、いろいろとある中で、公平、不公平も出てくるわけなんですけど、今言われた保険の中で、対人的なものが通用するのか、そういう問題もあるんですけど、これこそ町長が中学生の医療費無料化等々を含める中で、子育ての支援の一環で、我が町が最初にやるんだというような意気込みの中で考えていくべきことであろうと思います。時間がないので、答弁はよろしいですけど、しっかりとその中で含めて、支援の中で実行することに、またそれぞれ子育て、また人口増にもつながっていかうという思いもありますので、ひとつ検討していただきたいと思います。

いろいろと言ってまいりました。時間がないので大変残念なんですけど、今回、選挙の投票率が上がりました。神河町は、それだけ行政に関しての関心があるんだということも打ち出しながら、それと議長も私も随行して東京に行ったときには、それぞれ議員さんのところに挨拶に行くわけなんですけど、先般も議長が行かれたときに、町独自のこういうものをやるなら力を入れてやりましょうという、谷さんの議員ですけど、そういう力強いお言葉もいただいております。ほかの議員さんもそういうことがありますので、我々、今まで言うたことも含めながら、独自でやるんだという政策なり思いがありましたら、遠慮なしにどんどんどんどん先生のところへ行かんことにはいかんと思います。

ただ用があるから行くんじゃないしに、なかっても行って、行けば、何かそういうものの答えが返ってきますよ。議長が行かれても、いろいろ何もないけれど、何かを持って帰ってきておられます。世間話でもいいです。こんな話があるんや、こんなんがあるんやという他町の話でもいいです。帰ってこられることによって、また次のヒントなり違う財源が生まれてきますので、県、国、どんどんどんどん足を運ぶとともに、また職員もいろんな気持ちでやるんだという意気込みの中で、自分らで政策を考え、また実行していただきたい。先ほど言ったように、自分の権限の中でやるんだという思いで、これはうちの課がやるんですよということを、会議云々やなしに、通してやるという、そういう意気込みでしっかりとやる気、汗を流して頑張ってくださいまして、私の質問を終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で藤森正晴議員の一般質問が終わりました。

---

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時ちょうどいたします。

午前10時40分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいまの時間から建設課参事も着席されておりますので、報告いたします。

それでは、引き続き一般質問に入ります。

次に、4番、宮永肇議員を指名いたします。

宮永肇議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 4番、宮永です。通告に基づいて質問をいたします。

ちょっと前置きが長いのですが、先般、神河町議会で第2回目の議会報告会を開きました。これから先の時代、人口の減少に伴う厳しい財政状況となるのは必至であります。この時代の流れの中においても、常に住民の安心・安全を優先する行政の監視役を付託されている議会として、今なすべきこととしては、このような機会に住民の方々から寄せられる御意見、御提言をしっかりと受けとめて、事業の推進や具現化、事業内容の目的、工程、成果の精査であります。

また、行政、住民、議会として町を構成する方々が、お互いにその立場を超えて意見を交わしながら、汗を流し、知恵を絞って、全ては町の存続と地域の活性化にどの考え方を集約させながら、まちづくりに取り組んで行くことが必要なのだろうと考えております。

これまでの行政のあり方として、まず人、人材の育成が急務であるとして、職員の資質向上に向けた種々の取り組みが重点的に行われてきました。それには、それなりの成果を見るほどになっていると考えられていますが、今回の議会報告会においては公共工事における仕事の質ということにかかわる指摘を受けております。

そこで質問をいたします。まず、公共工事の品質について住民からの御指摘、つまり仕事の完成度についての住民の方々の目線における評価です。これに対して、工事完了とみなす発注者である役場担当課、管理監督をされる立場にある方々の見解を尋ねます。

まず1つ目は、発注された仕事の品質管理には、どのような基準が用いられ、それがどの程度のレベルなのかということをお尋ねします。

また2つ目には、町内における公共工事は、町内事業所に発注され、結果的に町内の経済循環に供されることが理想であります。一方では発注者側の示す技術基準と品質管理が普遍的に達成されていることが必須条件として、しっかりと認識されていなくてはならないのです。今後の時代の流れで、さらにレベルアップが求められる中、技術の向上、品質管理の徹底と、仕事への意識高揚等への取り組みを常に求めていく発注者側の職務と考え方をどのようにして受注者側である事業所に周知徹底させるのか、まちづくりの基本である公共工事への理念を互いに共有するためにはどうするのがよいのか、これをまずお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、宮永議員の1番目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、建設工事を実施するには、建設業の許可が必要であり、資格を有する技術者のもとで請負契約からの責任施工が基本であります。加えて、発注者の指示にはしっかりと従っていただく。そのことをさらに徹底してまいりたいというふうに考えています。

また、土木工事に係る品質管理につきましては、土木工事施工管理基準をもとに、工事の工種別に試験方法や規格値などを定められた内容で施工管理を行っております。また、技術基準につきましては、土木技術管理規程集をもとに、道路編、河川編及び橋梁編などを用いて工事設計を行っております。

土木工事の技術力アップを図るために建設課職員には、毎年、兵庫県まちづくり技術センターが開催しています技術研修に積極的に参加し、土木技術の向上を図っているところであります。また、受注者側である神河町建設業協会の三役と施工技術の向上に向けた協議を行い、平成27年度におきまして、兵庫県まちづくり技術センターから講師を派遣していただき、町職員と建設業協会の皆様と合同の研修会を開催する予定で進めているところであります。それにより、行政と施工業者の技術、品質管理の再確認と土木工事の技術力アップを図っていき、工事の均一な施工を目指していきたいと考えております。

以上、1つ目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（安部 重助君） 宮永肇議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 今の御答弁でございますが、各建設業のみならず、いろんな工事関係、設備関係ということで、それぞれの立場といいますか、それぞれの業界での一つの基準というのが当然あるべきでございますが、それのとおりには仕事は進められるということなんですが、決まりは決まりとしてあって、仕事は実は別に動いているというふうな現実が非常に多いというふうなことでございまして、それをどのように徹底させるのか、どのように周知させるのかということが実は非常に難しいということがございまして、この町内の仕事というふうなことでどうこう言おうというつもりは今ございませんけれども、我々がかかわってる業界なりなんなりということでいきますと、今、世代交代で技術のレベルがかなり落ちて、それがうまく伝えられていないと。技術よりも仕事に対する思いそのものが伝えられていないというふうなことで、非常に社会問題にもなっていると。

20年前につくった例えば設備の更新をしたときに、同じように仕事を頼んでも、うまくいかないと、既にそういう技術が廃れてる、伝えられていないということがありますというふうな話でございまして、現実的に私どもで一つの仕事をしておるわけでございますけれども、やっぱり後継者難というふうなことがございます。ですから、そういうことであれば、この町内のいろんな業者の方、事業所の方も全く同じことだろうというふうに思います。そういうときに、ただ事業所だけの責任で、それを済ますということではなしに、やっぱり発注者側というのは、町内の事業所に仕事を発注して、町内の設備なり施設なり、そういうものをつくってもらおうということになりますと、やはりそれなりの支援というものをしないといかんのやないかなというふうな思いがありますので、そこら辺の実態はどうなのかなというところをお聞かせ願いたいんです。よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） ただいまの質問につきましては、建設課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 石堂でございます。今、町長のほうからもありましたとおり、実は12月の8日に建設業協会の三役の方と相談というんですか、意見交換を行いました。その中でも、確かに議員さん指摘のとおり、後継者不足というところもありました。それで、まずその中で技術力アップとかいう問題もありまして、それにつきましては、協会の中でも検討していく。そして、一つのやり方というんか、初めてなんですけども、来年度は町と、それと協会と合同の研修を通じて、そういう品質管理とか、そういう決められたものばかりの内容ではなく、もっと現場に沿った現実的な実例を挙げたような、そういう研修会をやっていって、本当にこういう、特に県の仕事になってくると思うんですけど、そういう仕事の内容で、こういうことがありましたというような内容報告を受けて、そしてこういう工事の場合はこうなんですよということを具体的な内容で研修していきたいなと考えております。

その中で、議員さんのほうから、後継者不足によって、その問題を発注者側である町のほうはどうしていけばいいのかという非常に大きな問題であろうかと思っておりますけども、建設課としましては、発注者の立場としましては、やはり協会の実情を再度くみ上げて、たくさんの業者さんがおられますので、おのおの組織というんか、会社の中身は違うと思っておりますので、その実態を再度確認していきながら、その内容をもとに今後考えていきたいかなと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 宮永肇議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 役場から発注される仕事というのは非常に難しいと思うんですよ。要は仕事というのは、発注者側と受注者側のいわゆる人間のつながりがなければ、うまい結果が導き出せないということがよく言われます。それは普通、建設業であっても、ほかの仕事についても同じですけれども。ただ、一般的な言い方ですと、業者と余り近づくと、いろんなまた不都合なことが起きやすいということで、ある程度の距離を置かないと話ができないというふうなことで、そこら辺にちょっともどかしいところがあるんじゃないかなと思うんです。どちらの事業所とか業者の方にしても、これまで世の中の発展とともに、どんどんと仕事もこなし、技術も蓄え、ノウハウを蓄積して仕事をしてこられたんですが、人間必ず年をとりますので、そこら辺での人間のつながりが切れていったり、技術の衰えがあったりというふうなことで、昔とったきねづかで何でもやれると、経験があるといいながら、実はかなり考え方も衰えて、うまく対応ができないという場合に、そこを例えば排除してしまうというわけにもいきません。やっぱり町内の仕事というのは、我々から見ると、仕事は町内に出してもらって、町内の仕事をこなして、町内で暮らせるというふうなことが一番基本ではないかなというふ

うに思いますので、それが近づき過ぎてもだめ、離れてもだめというふうなことで、非常にもどかしいというふうなことになるんですけれども、そこら辺で町の思いなり、施主としての考え方をどのように伝えていくのかというふうなところを具体的な例で考えてもらって、考えるべき、解決すべき課題とかいうふうなものがあるのであれば、お聞きしたいんですけれども。

やはり発注者側の希望というのは、人間的なつながりでもって業者側に理解をしてもらわないとできないと。ただ目方だけ合ってる、長さだけ合ってるというふうな仕事に終わってしまうんでは、これはどうしようもないと。やはり業者側のリード的な、この仕事はこうやるんです、私は自信を持ってやっていますというふうなところで、頼もしい人がおられても、それはもう既に過去の話になってきまして、現在では間に合わせの人数だけでやってしまおうというふうな傾向もやっぱり出てくるようでございますので、そこら辺のノウハウ的な管理とかいうふうなことをどのようにしてつなげていくのかというふうなところをお聞かせ願いたいんです。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課、石堂でございます。確かに議員さんの言われるとおりでございます。私が役場に入ったとき、ある業者さんですけど、コンクリートを打つのがちょっと遅かった。それで、そのコンクリートの仕上げに夜中までかかって仕上げたおられた社長がおられました。そういうこだわりを常に持って、その社長いわくは、やはり私たちはいいものをつくりたい。役場から仕事をもらって、その仕事をいいもので返していく、これが私らの仕事ですよということで、常にいろんな仕事に対して、こだわって、こだわって、そしていいものをつくっていくんだという、そういう社長でした。それが今言われるとおり、若い世代に、後継者にその信念というんですか、そういう気持ちが伝わっているのかというところだと思います。

同じ仕事をしてもちっと見覚えが悪くなってしまう、それはちょっとしたこだわりが欠けていたかなというような感じの仕事の内容かなと思います。常に私のほうから、今から協会のほうにも伝えていきたいのは、そのようにこだわって、品質管理とかいうのは決められたものですから、基準に合ったらいいんですけど、それ以外で本当にちょっとしたことですね。そういうふうなこともこだわっていくというような後継者づくりに協力していただくようにということは、今から申し述べていきたいなと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 宮永肇議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 建設課長もいろいろ御苦労されてるようなところがちょっとうかがえるんですけれども、昔は職人さんというのはやっぱりこだわりがありまして、人に負けない技術、自分のやった仕事を見てくれというふうな考え方で、思いのたけを凝らしたような仕事というのが目に見えてたんです。ところが、現在はほとんどの仕事は機械化されてきますから、誰がやっても一緒だというふうな感じで、適当な仕事

になりつつあると。ですから、例えば木材を使うにしても、セメントを使うにしても、それなりの環境といいますか、温度、条件、湿度というふうなものによって、いろんな形があります。やっていい時期、やってはいけない時期というふうなものもあるというふうなことで、仕事に生きるというふうな思いでやってきた人たちが今の世の中をつかってきてるわけですが、ただ、でき上がったものは誰がやっても同じですけども、それが5年でだめになるのか、10年でだめになるのか、ここら辺の差が出てくるわけです。

ですから、値段さえ安ければいいということでは公共工事の意味がありませんので、やはり最低20年、30年、40年というふうなことで、昔はコンクリートは100年もつという言われたんですが、今では40年しかもたないというふうな時代になってますので、そんなはずはなかろうというふうなことを言う人がいないんです。ただ、それぐらいの仕事でいいんだというふうな感じになってるんで、それではやっぱりいかにやろうということになって、公共工事というのは、一つは税金でやるわけですから、血のにじむようなお金でやってるんだから、曖昧な仕事では困るというふうなことを発注者側で業者を叱りつけてでも自分たちの方向に従わせるというふうな強い意思を持たないと、仕事はできないというふうなことになります。ですから、業者のペースに乗ってやってしまいますと、後でいろんなトラブルが起きても、共同責任のような形になりますから、有償でクレームの処理をせないかんというふうなことになるので、やっぱりどうするのかということになりますと、発注者側がまず意識を変えろというふうなことになるので、そこら辺の考え方をどう展開していくのか、どう業者に伝えるのかというふうなことでございますので、いろんな我々の関係でも、いろいろと不都合、クレームを起こすところもあるんですが、なあなあで済ませますと、いつまでも再発を繰り返すと。

ところが、しっかりととどめを刺すような指導をしますと、以後そういうことは起きないというようなことになりますので、私、たまたまことしから産業建設常任委員会にも席を置かせてもらってるんで、現地視察とか、いろいろ見せてもらったりして、先輩の議員からもいろいろ聞いたりしまして、仕事にばらつきが非常に多いのではないかなと。それを実は議会報告会で指摘をされたわけです。それに対して、確信を持って返事ができるかどうかということになります。やっぱりそのときそのときのある部分業者に任せたままというんでは、これでは言いわけにも何もありませんので、まず自分が設計して、自分が選んだ工法で、自分が指定する業者にやってもらいたいというのが本来の仕事のあり方ですが、それがままならないと。ある違うレベルの尺度でもって業者が決められてしまう。そうすると、仕事が果たしてできるのかどうかかわらないと、こういうことになるんですけども、それを防ぐための工夫というのを何かやらないといかんと。神河町様式ということで、非常に厳しいレベルをやっぱり掲げておくことが必要ではないかなというようなことを考えてるわけですが、そこら辺のお考えはどうかと思

うんですが。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 工事におきましては、今、工事の出来高というんですか、成績表ということで、点数で評価している状況でございます。その中で、やはり今、議員さん言われるように、現場現場できれいに仕上がっているところと、ちょっと首をかしげるようなところもあるのは事実だと思います。その中で、品質管理、それから基準、あくまでも設計でその構造物がちゃんと強度があるものであれば、一応それは合格ということになるんですけど、いろんな意味から、今の土木工事の評価ということで、それで今、議員さん言われるように、それがもうひとついいものではない場合、そういうときには、極端な話が、表現は悪いかもしれませんが、そういう罰則じゃないですけど、そういうふうなものも設けていかなあかんのじゃないかなというぐらいな気持ちは持っております。

これにつきましても、協会のほうとも話ししました。それで、そういうような極端な話がそういう罰則、内容はそこまでは話ししてませんが、そういう罰則的なものも町として毅然とした態度で設けるほうが、業者としてもそれを受けた場合、次頑張ろうというような気になるから、そういう罰則も今後考えていくべきではないかということ協会のほうから逆に提案があったぐらいでございます。それに対して、はいというような状況じゃございませんけども、そういうような内容も含めて、今後考えていきたいなと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。入札責任者として立ち会っておりますが、また違う見方でございますが、このごろ入札を行う中で、入札に来られてから辞退ということ出される業者がふえてきました。今までは何でもかんでもとるんだというような感じを受けられたんですが、このごろ、辞退ということでもされますので、二、三の業者の方に聞きますと、やはりこの工事については、うちとしては、しっかりとした責任持つてする技術者がいないので辞退させてください。もう一つは、ほかに事業を入札で落としているので、そこへ技術者が行っているんで、そういうような監督ができないので辞退させてくださいということで、今までやったら何でもかんでもとってという感じを受けたんですが、このごろはやはり業者の方も責任を感じて、そういう中で、そういう監督がない、技術者がいないというときには、わざわざ入札に来られた中で辞退ということで、そういうようなことも今ふえてきておりますので、何でもかんでも、むちゃくちゃでもやるというような、そういう状況ではないというように私は思っております。

○議長（安部 重助君） 宮永肇議員。

○議員（4番 宮永 肇君） おっしゃることはよくわかるんです。今、現場監督のかけ持ちはできませんから、1つの工事が終わって、また次のところへ行くということで、大手のゼネコンでも、それで仕事量がうんと減ったというようなことでございますので、

それはやむを得んのですが。ただ、町内の仕事ということは、やっぱり町内の業者、事業所をお願いするというので、発注者側も受注者側も同じ町内で一つのまちづくりとして仕事のやりとりがあってというふうなことで、そういう意識になってまいりますと、やはり仕事に対する考え方が変わってくるのではないかなと。ただ、何だかんだ言わせて、入札もかなり激しい競争になる場合も恐らくあると思うんですが、ただ単に金額だけの話でもありませんけども、それは一つの例を申しますと、そういうことでございますけれども、やはり技術基準というものがしっかりされてないと、値段だけの競争になったりすることもあるのではないかなという思いもするんですがね。

ですから、それを何か意識的にやはり町が行財政改革、意識の改革というふうなことで、さらに高いレベルを今求めているんだというふうなことで周知徹底させるというのが一番近道でございますし、業者さんのためにも、それが一番いいことでありまして、曖昧なところで、ぬるい規格でもって認めると、その業者が結局だめになってしまうというようなことになっていきますので、やっぱりそこは厳しいものを示して、発注者側もそれだけの厳しさということに耐えてやらないかというふうなことにしないと、いつまでも工事が信用できない、仕事の内容が信用できないから、一々見て歩かんといかんというようなことになって、取り返しのつかない時点までがめられても、これもまたどうしようもないというふうなことがやっぱり繰り返されているのではないかなというふうな思いもありますので、ほかの市町村で聞いても、そういうことがありますし、我々の身近で仕事関係のところでも、そういうことも起きております。

もっと早く、もっと厳しく言ってくれたほうがよかったというような話もよくありますので、ですから、もうぼつぼつ合併10年目ぐらいになってまいりますから、仕事の基準というのは神河町はうんと高いレベルを要求しておると。それなりのやっぱり価格的な、予算的な配慮もしておるというふうなところで、一つの高いレベルの仕事が集まるというふうな感じに持っていくわけにはいかないのかなというふうな思いがするんです。ですから、最終的にはそういうことが、いろんな意味で町にメリットが非常に大きくなると。ですから、厳しい仕事を要求すると、仕事に対しても厳しい人が業者のほうにも生まれてくる。そうなると、仕事も、いわゆる責任を持った仕事ということで、やっぱり競争力もついてくるというふうなことになるんで、結果的にいい循環の回転になっていくのではないかなと思うんですが。いや、現実はそうではないということであれば、遠慮なしに言ってもらったらいんですが。そういうことにしないと、お互いに高いところを求め合うことで、やっぱりいい仕事ができるというふうなことになってくるのではないかなと思うんです。

ですから、それがただ単に仕事のやりとりで緩い関係になってしまいますと、絶えずそういうことで心配りをしているというふうなことで、大変な苦勞をさせられるということになるのではないかなという思いがありますが、一旦仕事にかかると、やり直しがきかないんで、ほかの町でもそういうことがいろいろありまして、隠れてしまったらわか

らないというふうな話もあったようでございますので、この町にそういうことがあるとはとても信じられないんですが、いつ、どういう感じになるかもわかりませんので、熟練者をまず育てていくということで、これは業者、事業所の責任でなしに、発注者側が支援をして熟練者を育てるというふうな仕組みにしていかないと、ちょっと難しいのではないかなというふうに思うんですが、お考えがあれば。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 公共工事の出来高基準といいますか、そういう議論だと思うんですけども、公共工事の発注、その後の施工管理ということにつきましては、冒頭の答弁でも申し上げたとおりでございます。それに加えて共通仕様書というものもございまして、また特記仕様書というものも工事発注時の設計図書に追加する場合もございまして、共通仕様書というのは、当然工事をする上においては当たり前の基準ということになっておりますから、そういうことを熟知した技術者を配置して、建設業許可をとっているということになりますので、そこには一定程度の出来高基準というか、見ばえも含めた考え方というものは、全て仕様書の中に盛り込まれているということだと私は認識しているところであります。

宮永議員が言われるように、もう誰もが出来ばえもよくて本当に喜んでいただける工事というものを望むのが当たり前のことでございまして、これからやることとしましては、やはり入札時に一度リセットするといいますか、気持ちを一新にして、公共工事のあり方というものについては、発注者側として入札参加者にその思いをしっかりと伝える。そして、法的に定められたものについては、それをしっかりと遵守していただく。そのほか、建設課長が申しあげましたように、やはり工事評価という部分については、成績表をしっかりとつけて、そしてそれに基づいた工事評価をやって、それが今後の入札に反映するような形をとるとというのが、公平公正という点から考えても一番わかりやすいのではないかなというふうに思うところでございます。

しかしながら、人間の主観的な部分もどうしても入ってくるというところがありますので、そこをどうコントロールするかといいますか、そこが重要になってくるなというふうにも考えているところでございます。以前から公共工事につきましては、その評価基準について議会の委員会の中でも議論をいただいておりますし、入札改革も含めて、私どももこの間、研究もしてきているところであります。兵庫県からの指導も仰ぎながら、本当によりよい工事がしていただける、しなければいけない、そういう意識改革も含めて、これから担当課も含めて、一緒になって協議をして具体化をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 宮永肇議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 町長おっしゃることはよくわかるんで、当然そうだろうと思いますし、ただ、片方での思いで、実態はどうかかなというふうな懸念があるようではちょっとぐあい悪いんで、私は、次世代のやっぱり業界のリーダーのような人を

たくさんつくっていくということで、町が主導して研修会といいますか、技術的な面の支援とか、そういうことを町内の業者の方々に集まってもらって、町が主導して、いろんな思いとか技術とかというのを伝えていくということが一つの試みとして生かせるのではないかなというふうな思いがするんです。

かく言う私は、同じ仕事を40年以上やっておりますけれども、やっぱり一つの業界のもんでございまして、ダム・堰技術基準とかダム・堰検査基準というふうなものは非常に厳しい内容、年々改定を加えていって、新しい時代といいますか、そういうものに向けてということで、国交省とか、そういうところがバックアップして、そういう規格をつくっていくんですが、そういうものにどんどんどんどんついていかないと仕事が来ないと。ただし、我々がやりますと、30年でも保証できますというふうな仕事になってきますと、やっぱり優先的に指名を受けるというふうなことになってまいりますので、やはり業者の方には仕事本来の強みというものを持ってもらう、自信を持ってもらうということで、仕事が優先的に回ってくる、とれる。それは入札という関門はもちろんありますけれども、やっぱりそういう人たちを生かせるような入札制度というものをまた新しく構築すべきではないかなということですね。

ですから、いずれにしても、人の考えで、人の手でつくるものですから、それなりの思いを込めて、それなりの考えを込めてやるような仕事というものにならないと、惰性で流れるような仕事になってしまうとやっぱりぐあいが悪いと。そういうところを住民の方々から指摘をされたような思いがしたわけです。自分たちがやっているとときには、こんな仕事をしてなかったというふうな声が出てるということは、実はそういうことなんだろうと思います。だから、仕事として簡単に流すのではないというふうなことがありますので、やはり町内の仕事というものについては、皆さん常にそれを見てるわけですから、それなりの謙虚な思いで、さらにいいものを求めているというふうな姿勢を見せられるということが業者の意識を変えるということにつながるのではないかなというふうに思います。そういうことで、何か新しい方向を示していただけるようになれば、業者ともども、それは非常に住民にとっても喜ばしいことになりますので、御検討を願いたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。建設協会の役員さんとのお話の中で、きちっとしない業者があれば指名を飛ばすなり外すなり、そういうような手だてもしていただいてよろしいですよというような話も聞いております。やはり協会の信用にかかわるということで、本当に役員さんについては、しっかりとした仕事をしたいというように思われております。そういう中で、建設協会のほうでは、それぞれ研修されていると思うんですが、行政と建設協会との研修というのが今までなかったもので、課長が言いましたように、来年度においてはきちっとした研修を積んで、それを1回じゃなく、何回も積むことによって技術を向上させていただくということに向けて、来年は取り組むという

ことでございます。

○議長（安部 重助君） 宮永肇議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 余りこだわった話もできませんので、昔から言いますけれども、仕事を発注した側で業者の仕事ぶりを見て、どうも歯がゆくてならんと、だめなら自分がやって見せるというぐらいの気迫を持って発注というんですか、指導をしてもらおうと。ですから、職員の方も、それなりのいわゆる資格を今持たれて、技術研修もされてるようですから、やはりそういうことで、指導していくというような立場で仕事に臨まれるのが我々としては願いたいなというようなところでございます。

次の質問に移らせてもらいます。神河町長期総合計画後半期への取り組み方について尋ねます。

まず、合併後の町政の発展を含め、将来のまちづくりへの方向を示し、夢を育む取り組みが展開されようとしております。少子化の進む現況の中、子育て世代を圧迫するような経済的環境が到来しようとも、町行政としては、将来のまちづくりの担い手を育てていくことは最重要事業とも言われております。

今回の議会報告会で、全国的に発信できるような特色あるふるさとを誇りに思う教育というふうな言葉、メッセージなどを考えたかどうかというふうな御提案を受けましたが、既にこれまでいろいろ言葉を尽くして、いろんな方向を目指したり、いろんなことをアピールしたりということにしていますが、本来本当に人の心に焼きつくような言葉で、ふるさと意識というものを終生いわゆる抱き続けることができるような町というふうなものをどうやって人に印象づけるのかということが今問われておるわけでございます。

こういう御提案のあったときに、たまたま教育の課題とかいうふうな言葉を使って説明をしておりますと、課題というのは、どうもマイナスのイメージがあるんで、そういうことばかり言わんと、もっと希望を持てるような言葉で教育というものを論じるべきではないかなというふうな意味の御提案でございましたので、今ここでちょっと御披露をしておるわけでございますけれども、さらにふるさとというものを強く認識してもらおうような、そういう言葉といいますか、そういう活動といいますか、そういうふうなふるさとづくりというふうなことについてのお考えがあれば聞きたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 宮永議員の質問にあります特色あるふるさとを誇りに思う教育については、長期総合計画後期基本計画において、「自然から学ぼう、心の豊かさと愛着を」というまちづくりの合い言葉のもと、子供たちのふるさとに対する愛着を育て、町中や里山で遊ぶ子供たちをふやすという施策を展開することとしているところです。

そのために、ふるさと学習を活用し、将来住み続けたいと思える児童・生徒をふやすという成果指標を上げているところです。また、平成23年に策定いたしましたかみか

わ教育創造プランにおきましても、豊かな体験活動や交流活動を創造し、特色ある神河教育を推進するという重点目標を掲げ、さまざまな体験活動やふるさと学習、伝統・文化の教育の推進を学校教育の中で積極的に推進するとともに、地域においても伝統文化の伝承を中心に、地道な活動を継続的に取り組んでいただいているところです。

そういう中で、今回議会報告会で提案されました特色あるふるさとを誇りに思う教育の言葉やメッセージの全国への発信については、神河の教育活動の中で、一つの方法論として検討したいと考えています。基本は、例えばこれまで伝承されてきているお祭り屋台や太鼓、獅子舞などをまずはしっかりと地域で守り、子供たちに伝え続けていただくことで、そのための支援を町としてしっかり進めていくことであると考えます。

また、学校では、地域と連携や、地域にある歴史、文化などをふるさと学習として活用していきたいと考えるところであります。

なお、学校、地域、行政での具体的な取り組み等につきましては、教育長から御説明いたします。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。具体的な取り組みについて説明していきたいと思えます。

平成26年5月26日神戸新聞姫路版の特集、はりま学校新聞で「伝統の砥峰太鼓力を合わせてばちに魂」という記事を皆さんごらんになられたでしょうか。この特集は、西播磨の特色ある学校ということで、中播磨地域で最初の学校として長谷小学校の砥峰太鼓の取り組みが掲載してありました。この太鼓は、皆さんも御存じのように、旧川上小学校がこれまで取り組んできたものを統合後も引き続き長谷小学校で取り組み引き継いでいるものです。また、この太鼓は、この秋、砥峰のすすき祭りを皮切りに、かみかわ商工祭、長谷地区の秋の収穫祭、農協ふるさとまつりと町内の4つ大きなイベントに出演したところです。子供たちは、これらの活動の中で、伝統に触れ、自信をつけ、地域の皆様と交流する中で、ふるさとに対する愛着をきっと深めてくれたことと思っております。

また、先般の青少年健全育成大会で神崎小学校児童の「思い出のウオークラリー」という発表では、異学年の交流の中でのそれぞれの役割という体験だけでなく、地域を歩くことで自分たちの住む地域を知り、地域の方々と触れ合うことで自分たちのふるさとを愛するという心を醸成するもので、これまで学校が継続して取り組んできた活動です。そのほかにも、越知谷や長谷小学校の地域挙げての運動会、今はなくなりましたけれども、大山小学校の全校白岩登山などもその一つであったと考えています。

これらは学校教育の中でのほんの一握りの例ですが、神河町の特色ある教育は、各学校だけでなく、地域でも伝統、文化を中心に脈々と受け継がれてきており、子供たちのふるさと愛を育むための活動が地道に積み重ねられていると思っております。これ以外にも、今年度初めての取り組みとして、神河町作畑の地域交流センターで、全4年生を

対象とした通学合宿を開催しました。これは、神河町の自然や暮らしを知るもののほか、5年生の自然学校、中学生のトライやるウィークへとつながり、地域を再発見する試みともなっております。

それから、神崎高校の建っているところは、福本藩庁跡であり、そこには藩校がありました。藩校は、江戸時代に若き青年が学問に励み、福本藩の将来を思い、夢を持ち学んだところで、その同じ場所で今の神崎高校の生徒が学んでいます。そこで、この神崎高校の敷地内に、今、藩校跡という看板、標柱を立てる計画が進められていると聞いています。そういうことで、この神崎高校で学ぶ生徒たちは、歴史を学び、愛校心を育み、ひいては第二のふるさととも言える神河町を誇りに思う心が芽生えるだろうと考えると、すばらしい計画だと思っております。

最後に、来年度は、かみかわ教育創造プランの後期計画を策定していきます。その中の重点目標としても、ふるさとを誇りに思う教育の推進は大きな柱だと考えているところで、今後もより一層の取り組みをしていきたいと考えております。また、新たな地方教育行政の枠組みがかわる来年度からは、町長も含めた総合教育会議も設置する運びとなっておりますので、その中でも十分ふるさとを誇りに思う教育についても協議していきたいと考えているところです。

以上、具体的な説明を終わります。

○議長（安部 重助君） 宮永肇議員。

○議員（4番 宮永 肇君） どうもありがとうございます。いろんな意味で、子供たちに体験を通じて、ふるさと意識を高揚させておられるというのは、教育長初め教育課の方々の努力のたまものというふうに思います。そういうことで、神河町というのが中播磨でも断トツでそういうふうに対外的に知られていくようになるというのは、非常にすばらしいことだと思っておりますが、全てそういうふうによく運ぶように祈るばかりというところでございますが。

1つお願いがあるのは、子供たちがこれから先の未来をつくっていくわけですが、子供たちを育む親の世代ということで、また新たなふるさと教育の手法を考えていただけませんかというところでございまして、8年前に合併直後に地域サロンという事業がございまして、各40集落それぞれに地域の宝物を探そうというふうなことで始められて、それなりの合併直後のいわゆる住民の意識というものを一つ考えさせる機会というものがあったわけですが、やはりちょっと年月がたちますと、もはや世代も変わってまいりましたので、またある角度から見て、その地域サロンに匹敵するような事業というふうなものをお考えいただいて、地域の人が地域の人に教えていく、地域の人から地域の人につながっていくというふうな、ふるさと意識というもののあり方を考えてもらえたらありがたいなと思います。

その8年前のときに、自分たちの住んでる村の一番魅力は何ですかと聞きますと、秋に黄金色に輝く田んぼというのが私のふるさとということで位置づけてますというふう

におっしゃった方がありました。それは町から結婚して来られた人が既に自分のふるさとということで神河町を捉えておられるという話でございますが。そういうことで、どんどんとそういうつながりの輪を広げていくというのがやっぱり必要なのではないかなと思います。そうしますと、それがやがては人口がふえるという方向に何か大きな力を発揮していくのではないかなというふうな思いがしますので、何かお考えがあれば、ただ教育課だけということではなしに、やはり横の連携で、各課の連携で何かそういう事業を町を挙げてもう一遍やってみようというようなことで、合併10年を期してやろうとかいうふうなことでお考えがあれば何か聞かせていただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 子供たちにつきましては、今のような形でどんどん地域に入っていくというようなことを取り組んでおります。そのところに今の若い親の世代も巻き込んでいきたいなとは思っております。そのためにも、地域の活動のことにつきまして親子と一緒に参加するような行事的なものと一緒に計画していきながら、また親子での学習などを取り入れていきながら、地域について学んでいく機会を多くしていきたいなと思っております。

本当に地域サロンにつきましては大変いい取り組みであり、それぞれのところでも今でも地域の宝を大事にしようとか、それから散策会を続けようとかいうようなところで、区を挙げてしていただいているところがありますので、そんなものも大切にしていきたいなと思っております。一番大事なことは、やっぱりそういうような人というもの、年配の方たちの知恵であるとか、知っておられることにつきまして、いかに生かしていくかということですので、そのような地域の人材を活用しながら、地域の自然や地域のものについて、人を巻き込んだ取り組みが何か行事的にできたらいいかなと思っておりますので、また考えていきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 宮永肇議員。

○議員（4番 宮永 肇君） そういうふうに言っていただきましたら、いろいろとまた御相談をかけたりたいなと思うんですが、8年前の地域サロンは40集落で、集落別、39でしたかね。集落単位でやったんですが、それよりも、さらに今ブロック単位といいますか、やっぱり連携ということが大事でございますので、災害とか、そういうものに備えるという意味でも、ブロックでのつながりというのを見直していくというふうなことで、新たなまちづくり、ふるさとづくりということが必要というよりも、やっぱり望まれてくるのではないかなというふうな思いがありますので、たまたま現在、栗賀町、中村でまちづくり協議会というふうなものができまして、お互いにお互いの村を知り、町を知り、知識、歴史を共有していこうというふうな動きになっておりますから、やはり現在の大山谷のいわゆる景観形成というふうなことも、そういうことを通じて昔の旧村単位での連携ができれば、さらに広がりが出てくるというふうなふうに思うんですけども、何かそういうことに持っていけるようなヒントというものをいろいろ探しながら

らやっていっていただければありがたいなと、私ありがたいというんでなしに、住民にとって非常にうれしいことになるのではないかなと思います。

やっぱりお互いが近隣で顔も知らない、声もかけないということでなしに、何かそういうことでつながっていくということで、いろんな意味でのメリットというものが生まれてくると思いますので、前回の地域サロンについては、町の職員の方々がそれぞれ担当の集落というのをつけてもらって、大変な苦勞をされたんですが、苦勞するんでなしに、5年、10年というスパンで、その集落の人たちと一緒にまちづくりをするというふうな考え方でやられれば、今、若い人たち、できるだけ若い職員の方々がその集落にまじって、その集落の悩みも楽しみも全部聞き取れる、体で感じるというふうな機会をつくってあげるといことが、これは大した研修になってくるのではないかなというふうに思いますので、そういう方面でひとつ御配慮を願えればと思いますが、いかがですかね。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。今、いろいろな取り組みにつきまして、集落別、ブロック単位での取り組みということをおっしゃってあります。今のこの地域サロンのつながりもありますので、地域振興課のほうとの連携もとりながら、そういうようなもの、何か考えられたらいいなと思ってあります。やはり旧村単位的な取り組みというものは少なくなってきたので、それぞれ今、人口減少のところでは何とかしなければという意識はどの地域の方も持っておられると思います。私も、大山のほうも思っておりますので、そういうことについて何かそういうふうなつながりをしながら、お年寄りとお子だけじゃなしに、若い人を巻き込んだ3世代の取り組みみたいなものができたらいいなと思っているところです。

○議長（安部 重助君） 最後に、山名町長、ありますか、何か。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 教育長のほうからも答弁があったわけでございますけども、来年は地方版の総合戦略を策定するということになっております。今議論をしている部分については、どちらかというとソフト面での政策ということになってこようかと思っておりますけども、私も同様に、小規模集落というふうな状況がさらに加速化するだろうというふうな考えたときに、それぞれの集落というものは組織としてありながら、もう少し広い範囲でのまちづくり協議会とか、そういうふうな仕組みも当然つくっていかねばいけないというイメージは持っておりますので、他の市町におきましては、小学校区単位でそういった協議会を設置をして地域づくりに取り組んでいかれるということもありますので、そういった事例も積極的に取り入れながら進めていければというイメージを持っておりますのでございます。

○議長（安部 重助君） 宮永肇議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 何と申しまして、住民の同意と協力がなければできま

せんので、町長及び教育長も、住民に向かって、そういうことを常に訴えていただければ、どんどん輪が広がっていくのではないかなと思いますので、ひとつよろしく願います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました、どうも。

○議長（安部 重助君） 以上で宮永肇議員の一般質問が終わりました。

以上で9名からの一般質問全てが終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時58分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、再開いたします。

日程に入る前に、お知らせいたします。

病院事務長のほうから、神戸労災病院の院長並びに副院長が来院、初期研修医の受け入れの協議のため、13時から15時まで欠席の届けが出ておりますので、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

---

## 日程第2 第99号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第99号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 総務文教常任委員会に付託された第99号議案の審査報告をいたします。

平成26年12月9日、第3会議室において、出席者は、総務文教常任委員会8名全員と議長、行政においては、町長以下幹部管理職全員ということでございます。

審査結果について、第99号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件。別紙のとおり、修正議決すべきものと決定しました。

山下委員の反対討論がありました。採決後に少数意見の留保の申し出がありました。

別紙の要旨と申しますと、第99号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に対する修正案、藤原日順議員から修正動議が提出されました。神河町職員の給与に関する条例（平成17年神河町条例第44号）の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第1条中「別表第5の表を次のように改める。」以下を削除する。

提出の理由。現行の通勤手当については、民間の水準及び非課税限度額を超えており、これをさらに引き上げるのは不適切と思われる。よって、議案に示す別表第5（通勤手

当定額表)は従前のおりとするというものであります。

また、審議の過程については、審議における質疑応答の後、藤原日順議員から委員間討議の提案がなされました。これにより、委員会は審議を暫時休憩とし、この間に委員間討議を行いました。このとき、藤原日順議員から委員長宛に修正案(別紙)が提出されたので、その要旨について委員間で議論が交わされました。

休憩を解き、審議を再開し、第99号議案に対して藤原日順議員から修正の動議が提出されたことを告げ、この修正案を原案とあわせて議題とする旨を宣言しました。

提案説明と質疑を経て、討論では原案賛成者の討論1名あり、原案及び修正案の反対討論はなし、修正案の賛成討論はなし。討論を終結し、採決。修正案についての賛成、挙手多数6名で、可決。修正部分を除く原案について賛成、挙手全員で、可決。結果として、本案は修正可決いたしました。

主な質疑について報告します。

本議案の趣旨は、人事院勧告に関連しての条例変更ということで、民間との比較において7年ぶりに月例給を引き上げる必要があるということで、本年の4月1日にさかのぼり、引き上げるという勧告が出て、これに準じて当町でも引き上げるということから議論が始まりました。

職員の勤務評価、資質に及ぶ議論が多く、厳しい意見も続出しており、人事評価制度のあり方についても質疑がありました。総務課長の説明によると、28年度から人事評価、給料に反映をさせる人事評価というのが公務員法に定められたことから、27年度から試行に入って、28年度から本格実施ということが法的に決まったので、それに対応していくとの報告を受けました。これは、職員の実績であるとか資質を正しく評価して給与を出していくという考え方だそうであります。

通勤手当の引き上げについては、ガソリン代の高騰があり、その弁償的な引き上げという見方もあり、議論が百出しましたが、一時的な傾向をもとに決めてしまうことへの危惧感からの意見も多く出ました。以上であります。

○議長(安部 重助君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 特にないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

山下皓司議員。

○議員(3番 山下 皓司君) 3番、山下です。私は、第99号議案について原案賛成の立場で討論をいたします。第99号議案は、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に関することとございまして、私が原案に賛成するその理由を述べてまいります。

今、委員長報告にありましたように、この議案の付託を受けました総務文教常任委員会につきましては、12月9日に開催されたところでありますが、その内容のうちの通勤手当ということについて、いろんな質疑をしたところであります。この給与条例中の通勤手当につきましては、平成18年1月、これは合併間もない時期でありましたが、その時点で現在の通勤手当が定められたと。過日といえますか、先日の本会議におきましても、その点につきましては総務課長のほうから明確に説明がございました。そのことも委員会でも聞いております。その時点では、議会の当然議決もあったということでもあります。このことは、神河町の特別な事情、病院を持っている神河町の事情というものを踏まえて、その時点でいろんな面から、いろんな角度から議論されたということでございますので、私は、議会としてこのことは強く受けとめるべきであるというように確信をいたしております。

事後、通勤手当の改正はなかったわけでございますけれども、今回、これも委員会である議論をいたしましたけれども、最近のガソリンが非常に高騰してる、いわゆる燃料費が高騰してるというような観点から、今回、人事院勧告に基づいてその改正をしたいという提案でありました。当然そのことについてもいろいろ議論もされましたが、それはそれとして、仮にガソリンが、いわゆる燃料代が安くなればどうするのかというふうな議論もその時点でありましたが、それについては、また委員会での意見も十分に踏まえて対応していきたいといったような形で総務課長のほうから非常にしっかりと真摯に回答をいただいたというように私は思っております。いわゆる執行部としても、この委員会の意見に対しては誠実に取り組んでいただけるだろうというように判断をいたしました。その判断されたことについて、後々の対応を待つべきだと考えたところでございます。

神河町の特殊事情というのを具体的に申し上げますと、今現在いただいた資料によりますと、通勤手当が支給されている対象は全員で340名、そのうち病院が194名、その他が146名という、私は340から単純に194を引いた数字が146ということに思っておりますが、多くが役場職員だろうというように思います。今回、この改正の対象になりますのが、いただいた資料によりますと199人で、そのうち病院が128名ですか、このことを見ましても、神河町の状況、いわゆる他の町にない実態が見えてくると思います。そういった面から、その後ちょっと議論がされておったと思うんですけども、やはり看護師が多いと思いますけれども、そういった人を確保していくという面からも、18年以降変わっていない通勤手当の引き上げ改正というのは、私は客観的に見て間違っていないというように判断をしております。

それから、もう一点でございますけれども、こういった職員の給与に関することにつきましては、私は、職員の勤務条件に係る問題でございます。提案の前に、やはり職員組合という立場の職員代表と執行部において協議がなされたということも委員会で報告を受けました。こういった流れを見て、このことについては議会としても深慮すべきであると、深く配慮すべきであるというように思います。総務委員会で委員長報告があり

ました修正の協議の中で、私は、もっともっと議論が必要であったというように思います。その配慮が薄かったというように私は思います。

したがって、原案に賛成をいたします。修正案には反対しますということでございます。議員各位の御判断をよろしくお願いを申し上げまして、私の原案賛成に対する討論を終わります。どうかよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 次に、原案及び修正案両方に反対者の発言を許します。ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。

次に、修正案賛成者の発言を許します。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。私は、修正案に賛成であります。もし原案をそのまま認めるということは、議会のチェック機能が全く働いていないことを広く町民の皆様を示すこととなります。

今回、人事院からの通勤手当を100円から7,100円引き上げるという勧告骨子に基づいて、神河町職員の通勤費について同額を引き上げるとのことですが、現在でも高水準にある通勤手当をさらに同幅引き上げるとするのは、勧告内容の勝手な解釈であると思います。勧告が示しているのは通勤手当の引き続き幅ではなく、改定後の手当額を基準にしていると考えべきであります。つまり通勤手当は4,200円から3万1,600円の範囲内とすることを勧告しているわけであります。

国家公務員の通勤手当は、所得税法施行令第20条の2でいう非課税通勤費の枠におさまっています。小寺議員、小林議員、三谷議員のように、民間企業に勤務経験のある人なら御存じでしょうが、非課税規定は職員が負担する経費に見合う金額であって、手当として支給するのにふさわしい金額、社会通念上相当と見込まれる金額を意味しております。すなわち通勤にかかる経費の実費弁償であるという考え方です。

この限度額を超える通勤手当は、経済的利益を供与されているとみなされて、給与所得として課税されることとなります。現行の条例においてさえ、神河町職員の通勤手当は改定後の非課税限度額をはるかに超えておりますので、今回さらに増額することを認めてしまうならば、議会は何もチェックせず、当局の言いなりになっていると町民の皆様は非難されても仕方がないのではないかと考えます。

前田総務課長の説明、山下議員の発言にありましたガソリン価格の高騰というこの理由につきましても、委員会での審議といいますか、説明の流れを見ますと、全くの後づけの理由であります。この議案につきましても、まさに議員としての良識が試されている議案であるというように思います。議員諸兄の賢明なる御判断を期待いたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 次に、原案に対する賛成者の発言を求めます。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。第99号議案に対して原案賛成の立場で発言します。

公務員の給与の体系で、いろいろな体系がある中で、教職員が高額のランクにあります。その理由は、教育者として生活に不安があっては教育が成り立たないという理由で、広く知らしめられるところでもあります。人は衣食足りて礼節が成り立つとのことわざのとおりであります。このたびの発議は、民間と比較したもので、自治体間の比較で見れば五十歩百歩で、大きく突出したものではありません。公務員は、地域住民の規範となるような人格、品位を兼ね備えなければならないということも勘案しなければならないという理由です。そういった理由で、民間との比較はいかかなものかということの思いです。

また一方、総務文教常任委員会で綿密に真剣に検討されたことは、議会としてのチェック機能が十分に果たされたことに敬意を表します。この発議を提出されたことで十分役割は果たされていると私は思います。また、議会としては、町の発展に寄与しなければならないという任務もあります。執行部原案が否決されると、マスコミ報道により町の執行部と議会がねじれ現象にあるというふうなイメージダウンにつながります。ぎすぎすしたことが報道され、社会に広く知らしめられると、企業誘致とか町に優秀な人材が来なくなるというふうなマイナスイメージが損失として上がってきます。

神河町は、人情味ある町、優しさ、思いやりの心、温かい町という町をアピールイメージにして町の活性化を図ろうとしている現在、そういったことで進んでいる中で、給与、手当のシビアなところまで議会が関与するとなれば、優秀な医師とか看護師とか、町に優秀な人材が集まりにくい。交通費を削減して得た金額よりも、イメージダウンで失う損失のほうが大きいと私は思います。正義は正義で筋は通されております。ですから、執行部も、そのことは伝わっていると思います。一応発議の提出で議会の役割は十分果たされております。

執行部と議会がどうかねじれ現象というふうに世間に受けとめられないように、またどちらが町の発展に寄与して、住民にとって得策かというふうなことも、大きな見地から見れば、皆さんお一人一人がはやる心を抑えて穏便に冷静な気持ちで御判断いただけるように、どうか原案賛成でお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 次に、修正案賛成者の発言の許します。

三谷克巳議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。私は、第99号議案に対する修正案に対して賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

特に今、それぞれの議員さんから討論がありましたように、今回の神河町の通勤手当についての件でございます。神河町の職員の通勤手当については、国の基準を上回って

いるということにつきましては、これは神河町の交通機関の実情、また平成18年に神河町議会においても、現在の通勤手当の額が妥当であるということで議決されてます。このことについては私、何ら異論はないわけですが、今回の改正につきましては、説明では、人勸、また県下の状況、それから近隣の市町の状況、また町の実態を勘案して、ガソリン単価の上昇分を加味して改正したということでもあります。

そういう中で、近隣の市町の実態と状況を見てみますと、郡内の市川町、福崎町については、今回通勤手当の改正はされておられません。確かに両町の通勤手当の表を比較しますと、神河町より高い部分があります。しかし、一方では低い部分もあります。その辺の整合性については、どのように考えるべきかということがあります。それからまた、1つは町の実態も勘案しましたということでしたが、これは財政面について考慮しましたという説明でございました。ならば、神河町の中で特に高速道路を使って通勤されている方があります。この方については5万5,000円の限度額の通勤手当です。この方も当然ガソリンを使っておられますので、この人の分については、私はこの限度額を当然見直すべきではないかというように思います。

このように、今回の改正案の説明について、私自身、納得しがたい部分がありましたので、今後、改正についてはいろんな角度、特に町の実態を勘案して、再度検討するべきであると考えますので、今回の本修正案について賛成するという立場で討論をいたします。以上、よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに反対討論、賛成討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 特にないようでございます。討論を終結いたします。

第99号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、修正であります。

まず、委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、委員会の修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く原案について賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、修正議決した部分を除く原案は、

可決されました。

---

### 日程第3 第102号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第102号議案、平成26年度神河町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 総務文教常任委員会に付託されました第102号議案についての審査の報告をいたします。

第102号議案、平成26年度神河町一般会計補正予算（第5号）は、原案可決でございます。

討論において、藤原日順委員から反対討論があり、採決後に少数意見の留保の申し出がありました。趣旨は、6月定例会における一般質問で指摘要望をした、第2号住居手当について見直し、または廃止等に向けての具体的な交渉や協議への取り組み姿勢が見られないということで、やるべきことをやらない、不作為ということに対して欠陥ありとして、本件補正案の審議には反対意見を表明します。

主な質疑についての報告をいたします。

まず、病院の経営状況についての質疑でございました。衛生費のうちで保健衛生総務費として一般財源からの補助金9,000万円と出資金としての5,000万円で1億4,000万円の追加が計上されていることで、普通交付税や特別交付税の裏づけ等についての質疑ほかで、病院関係に質疑が集中しました。

また、土木費の道路新設改良費のうちで、神崎・市川線支線の支障物件補償費の大幅な予算組み替えについて事前の調査や見積もりが不十分であり、その結果、本年度の工事請負費を減額しなければならない状況となり、今後の工事の進捗に問題はないのかとの指摘もありました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。反対討論。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。私は、本議案に反対であります。

反対の理由としましては、第2号住居手当、いわゆる持ち家手当が相当額の修正がなされていないからであります。一般質問におきまして、町長からは平成28年度から住居手当、持ち家手当を見直す方向であるというコメントをいただきました。しかし、そ

れでは余りに対応が遅いのではないかというように私は考えます。過去におきまして人事院から廃止を勧告され、兵庫県人事委員会の勧告でも、兵庫県においても国及びほかの都道府県の状況を踏まえ、廃止する必要があるとされて廃止、かつ県下41市町のうち半分以上の21市町でも廃止され、さらに民間ではほとんど支給されていない持ち家手当、この速やかな廃止を求めるものでありまして、持ち家手当受給者が絡む本議案は もちろん、102号議案を除く全ての議案に私は反対をいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論ございませんか。

三谷克巳議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。私は、この102号の一般会計補正予算（第5号）について賛成の立場で意見を申し述べたいと思います。

先ほど藤原日順議員さんのほうから住宅手当の件で、本議案に対しての反対ということでの討論がございました。その心情は理解するところでございますが、これも9月の補正予算と同じようにはありましたが、今回の補正予算につきましては、住宅手当に直接関係はしておりません。また、住宅手当の改正等があったとしても、それは将来にわたるべきなので、今回の補正予算とは直接項目は関係ございませんので、何ら問題ないと思っております。

また、先ほど通勤手当の修正の話もありましたが、本来条例と予算は必ず連動していなければならないというものではありません。条例は条例、予算は予算という別議案となっておりますので、一体的に考えなくてもよいという解釈もありますので、この件についても問題ないと思います。また、今回の補正予算の中には通勤手当の改正部分も形状されているわけですが、このまま3月までに通勤手当の改正が示されなければ、通勤手当の改正額は不用額となるわけです。財政の上で、この財源を有効に使用するというような部分がありますが、今回の補正予算の財源不足部分については、財政調整基金を繰り入れして補っています。

そのようなことですから、必要財源を財政調整基金から取り崩せばよいということになりますので、財源を遊ばせるという結果にはなりませんので、本第102号議案の一般会計補正予算については適切と判断しますので、賛成の立場から討論といたします。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 次に、反対討論の方ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論の方ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第102号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第102号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第4 第103号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第4、第103号議案、平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

- 議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

- 議長（安部 重助君） それぞれ討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第103号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第103号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第5 第104号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第5、第104号議案、平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

- 議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

- 議長（安部 重助君） それぞれ討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第104号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第104号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第6 第105号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第105号議案、平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） それぞれ討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第105号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第105号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第7 第106号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第106号議案、平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 双方特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第106号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第106号議案は、原案のとおり

り可決しました。

---

#### 日程第8 第107号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第107号議案、平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第107号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第107号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第9 第108号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第108号議案、平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第108号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第108号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第10 第109号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第109号議案、平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに特に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第109号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第109号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第11 第110号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第110号議案、平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第110号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第110号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第12 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（安部 重助君） 日程第12、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申

し出についてを議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がございます。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

---

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。これで閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第61回神河町議会定例会を閉会いたします。

午後1時46分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（安部 重助君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今次定例会は12月5日に開会され、本日までの13日間でした。町長からは、報告2件、専決処分1件、人事案件4件、条例の一部改正2件、財産処分1件、一般会計ほか各会計補正予算9件の計19議案が上程されました。町政にとって、いずれも重要な案件でありました。

第99号議案並びに第102号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託し、特に第99号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件については、通勤手当の増額改正に問題ありとの議論の末、一部修正となりました。そのほかの案件については、慎重審議の結果、適正妥当な結果となりました。議員各位並びに執行部におかれましても真摯な議論をしていただき、感謝申し上げます。

さて、12月2日公示、14日投開票で第47回衆議院議員総選挙が執行され、結果、与党3分の2以上の議席獲得でありました。多くの問題、課題があり、国民の生活にどのように影響するのか、選挙中の公約をしっかりと守っていただき、世界に恥じない国づくりをしていただけるものと強く望むところであります。

平成26年も残すところ2週間となりました。ことしも各地で大きな災害が多く発生しましたが、幸いにして当神河町においてはその被害もなく、安堵しております。

これからは寒さも増してきます。皆様も体に十分気をつけられまして、御家族方ともども元気に新年を迎えられますことをお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。

---

## 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私のほうからも第61回定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会において私どもが提出いたしました案件につきまして、とりわけ第99号議案の条例改正については修正可決、それ以外の案件につきましては提案どおり可決をいただいたわけでございます。それぞれの案件につきまして慎重審議いただきましたこと、改めて感謝するものであります。

ただし、第99号議案の条例改正が修正可決されたことから考えますと、第102号議案の平成26年度神河町一般会計補正予算を初めとした関連する議案は、全て第99号議案を受けての補正が生じたものであるということがございます。そういったことから考えますと、条例は条例、予算は予算と考え方もあるわけでございますが、関連していることから考えますと、102号議案含めた関連した議案それぞれが99号議案で修正部分を反映しているわけでございますので、それぞれの議案も修正すべき措置が妥当なものでないのかなというふうに考えるところでございます。

いずれにいたしましても、今後も予算執行に当たりましては、私どもは各種法令、町条例、規則に基づいて進めていくことを再認識した定例会であったと感じたところでございます。

さて、12月14日、衆議院議員総選挙を受けて新たな国の体制が整ったわけでありまして、あわせて、いよいよ地方再生に向けての動きが具体化するわけでございます。

執行部といたしましても、一般質問の中でも、多くが地方再生に向けた質問であったように思います。それぞれの意見をしっかりと受けとめさせていただきまして、神河町の再生に向けて、それぞれの意見を活用させていただきたいと考えているところでございます。

最後になりますが、ことしは12月に入りましてから、日本列島各地で寒波による積雪被害が発生しているところでございますし、またさらに寒さも厳しくなるようでございます。議員各位におかれましては、健康管理をしっかりとされまして、今後とも御活躍いただきますとともに、お互いにすばらしい新年が迎えられるよう御祈念申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後1時52分

---